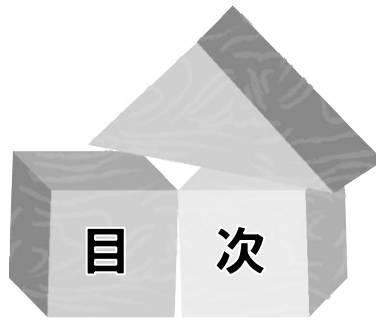


鯺ヶ沢町
子ども・子育て支援事業計画(案)

平成27年3月

青森県鯺ヶ沢町



第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 他計画との関係	4
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制と町民意見の反映	5
6 県や近隣市町村との連携.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	9
1 本町における人口と子ども人口の状況.....	9
(1) 人口と子ども人口の推移.....	9
(2) 合計特殊出生率の推移	10
2 子育て家庭の状況	11
(1) 子育て世帯の推移.....	11
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者	12
3 就労状況.....	13
(1) 本町の就業率.....	13
(2) 母親の就労状況.....	14
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	17
(1) 子育て支援事業の提供体制.....	17
(2) 子育て支援事業の利用状況.....	18
5 施策の進捗評価	20
6 本町における課題の整理.....	21
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	25
3 計画の基本施策	26
第4章 子ども・子育て支援の施策展開	29
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられるまち	29
基本目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち	33
基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち.....	37

第5章 子ども・子育て支援の事業展開	41
1 教育・保育事業等の提供区域	42
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	43
(1) 推計の手順	43
(2) 子ども人口の推計	44
(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出	45
(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み	46
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み	47
3 施設型事業	48
(1) 幼稚園	48
(2) 認可保育所	48
(3) 認定こども園	48
4 地域型保育事業	53
(1) 小規模保育事業	53
(2) 家庭的保育事業	53
(3) 事業所内保育事業	53
(4) 居宅訪問型保育事業	53
5 相談支援	54
(1) 利用者支援事業	54
(2) 地域子育て支援拠点事業	54
6 訪問系事業	55
(1) 乳児家庭全戸訪問事業	55
(2) 養育支援訪問事業	55
7 通所系事業	56
(1) 子育て短期支援事業	56
(2) 一時預かり事業	56
(3) 時間外保育事業	57
(4) 病児保育事業	57
(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	58
8 その他事業	60
(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	60
(2) 妊婦健康診査	60
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	60
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	60

第6章 計画の推進体制	63
1 計画の推進	63
2 家庭・地域・行政の役割	63
(1) 家庭の役割	63
(2) 地域の役割	63
(3) 行政の役割	63
資料編	67
1 国における少子化対策の経緯	67
2 新たな子育て支援制度の検討の背景	68
(1) 新制度の主なポイント	68
(2) 子ども・子育て会議の設置	69
(3) 新制度の全体像	70
3 新制度の事業体系	71
(1) 子どものための教育・保育給付	71
(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類	72
(3) 保育の必要性の認定について	72
4 新制度における公費のしくみ	74
(1) 幼稚園に対する公費のしくみ	74
(2) 保育所に対する公費のしくみ	75
(3) 施設型給付の算定方法	76
5 鯉ヶ沢町子ども・子育て会議	77
(1) 設置条例	77
(2) 委員名簿	78
(3) 会議の開催日と審議内容	79

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、3法の一つである「子ども・子育て支援法」では、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

鱒ヶ沢町（以下「本町」という。）では、これまで国の少子化対策^{*1}と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、鱒ヶ沢町母子保健計画（平成9年度策定）を兼ねた鱒ヶ沢町次世代育成支援行動計画（前期計画）を平成16年度に策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成21年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する町民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

そして、平成27年4月から新制度システムの移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的ニーズを含めた利用希望を把握した上で、本町における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、また、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら策定するものです。

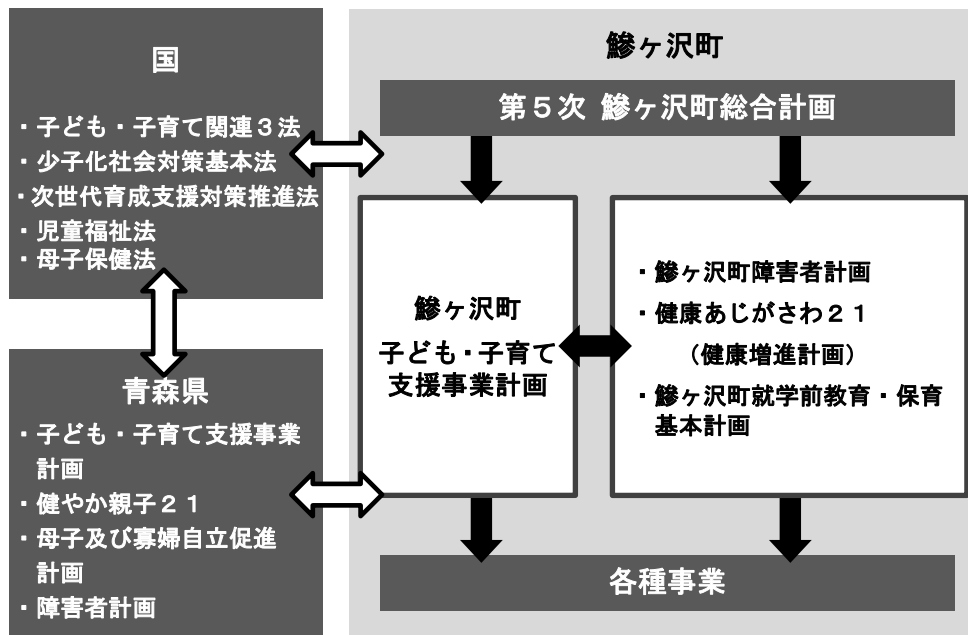
なお、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたことから、本計画は次世代育成支援行動計画を兼ねるものとします。

^{*1}国の少子化対策の経緯と子ども・子育て支援制度の説明は、資料編の67頁に記載しています。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「第5次鱒ヶ沢町総合計画」と関連する「鱒ヶ沢町障害者計画」「健康あじがさわ21（健康増進計画）」「鱒ヶ沢町就学前教育・保育基本計画」との整合性を図りました。

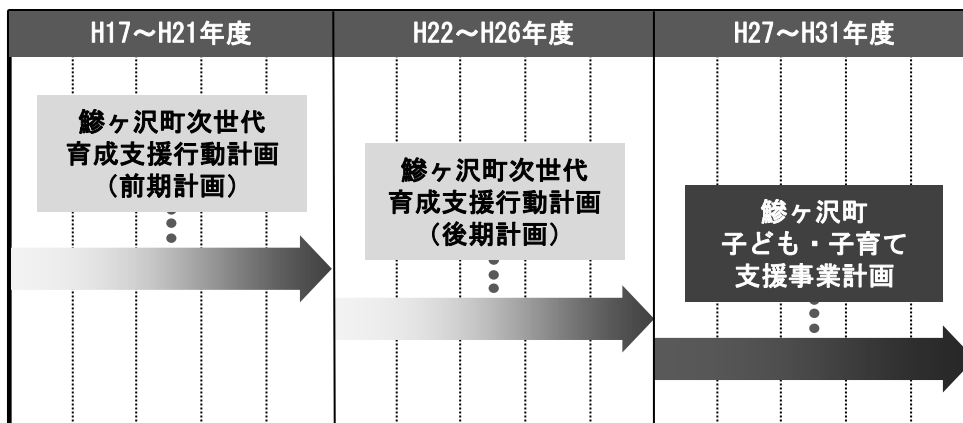
図1.1 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

図1.2 計画期間

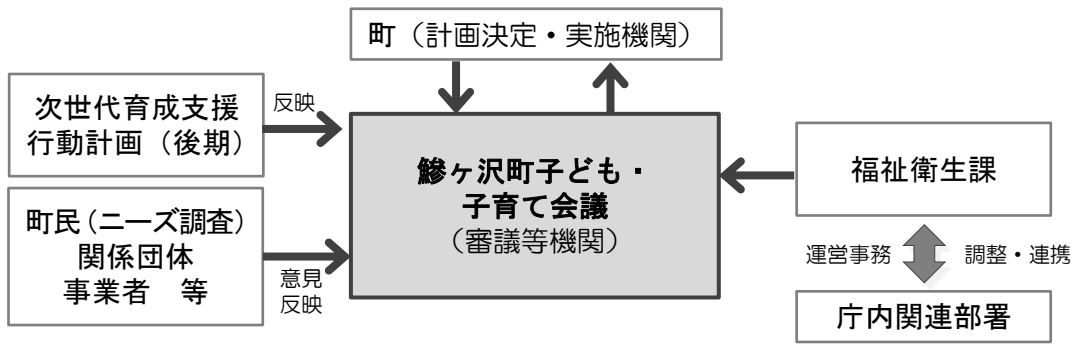


5 計画の策定体制と町民意見の反映

子育て支援経験者、関係団体・事業者代表などから構成される「鱒ヶ沢町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて子育て支援事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、その結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は目標事業量等の設定を行うための基礎資料としました。さらには、計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

図1.3 計画の策定体制



6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるように相互に連携を図りました。

第2章

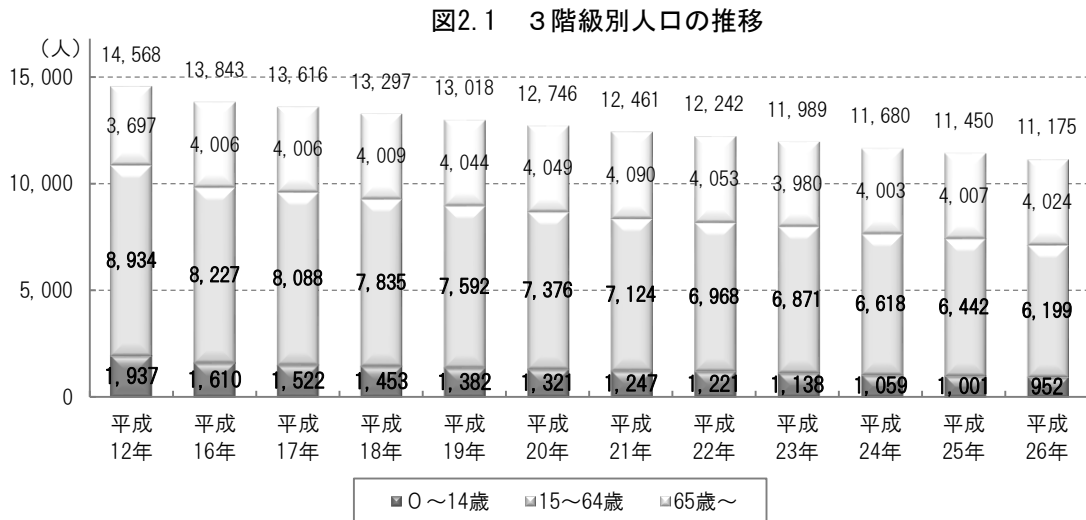
子ども・子育て支援の 現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

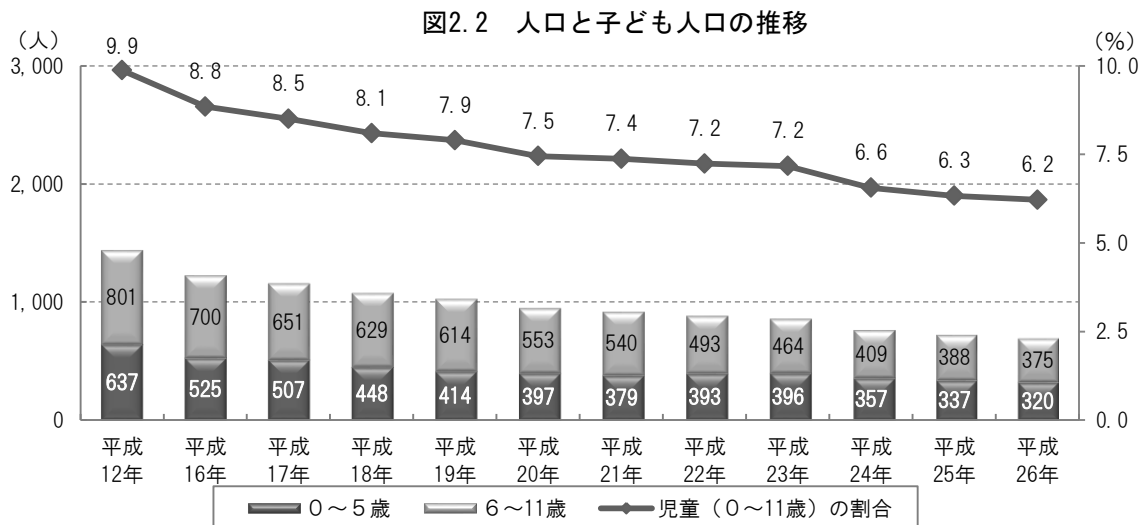
(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は平成12年以降減少状態となっており、3階級別人口をみると、平成16年以降老年人口（65歳以上）が増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童および小学校児童）もまた、平成12年以降減少していることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。



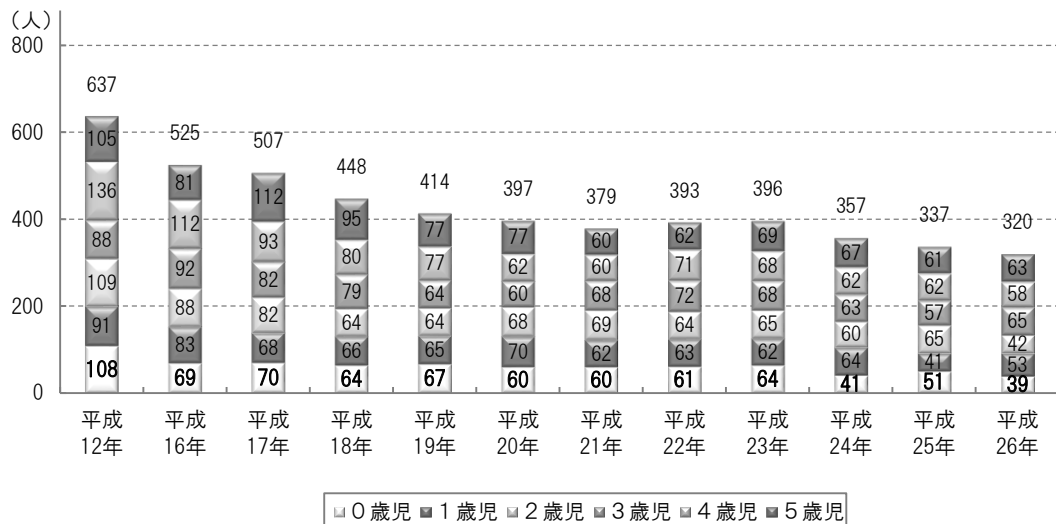
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合



さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成12年から平成26年にかけて各年齢とも50人前後減少しています。また、0歳児は平成20年に一時大きく減少し、その後平成23年にやや増加した後平成24年にふたたび大きく減少し、以降も減少は続きます。このように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

図2.3 0～5歳児の人口推移

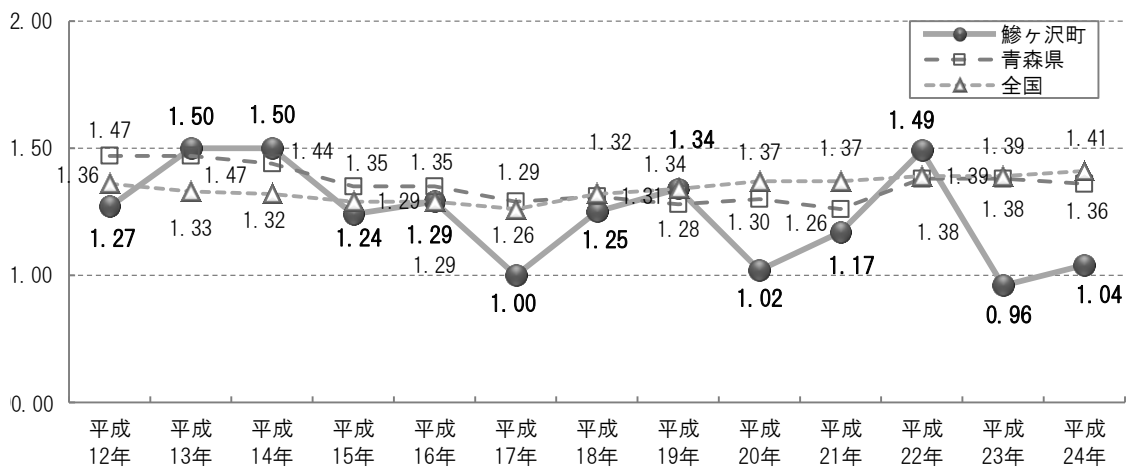


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成16年までは全国・県同様に低下しています。その後平成17年で大きく低下しましたが平成19年には全国・県と同程度となり、平成20年にまた大きく低下した後上昇し、平成23年以降は全国・県を下回っています。

図2.4 合計特殊出生率の推移



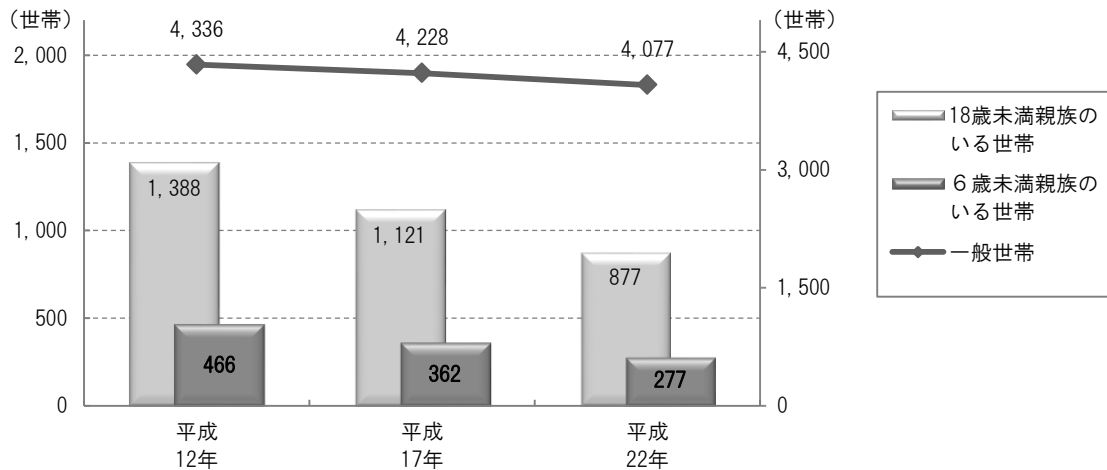
資料：青森県の人口動態統計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は年々減少しており、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯もともに減少しています。

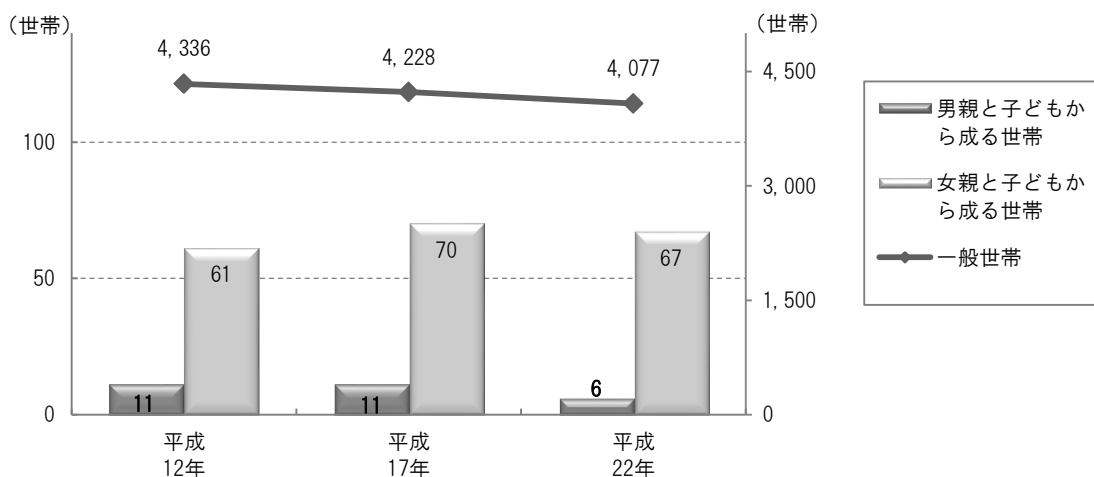
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、女親と子どもから成る世帯は増加しています。男親または、女親と子どもから成る世帯とを比べると、特に女親世帯の増加の幅が大きい状況です。

図2.6 ひとり親世帯の推移



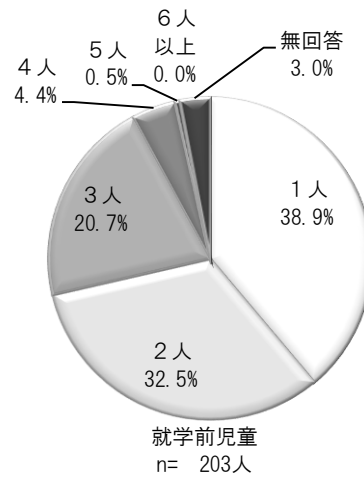
資料：国勢調査（各年10月）



(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「1人」が最も多く、僅差で「2人」、続いて「3人」の順となっています。

図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「保育所」が最も多く、次いで「父母ともに」「祖父母」「母親」の順となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は約1割となっています。

図2.8 日常的に子育てに関わっている方

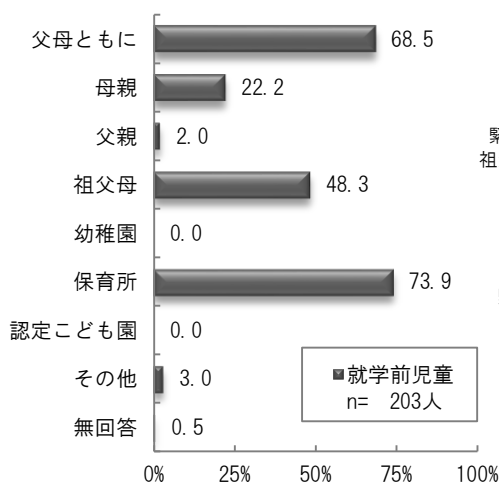
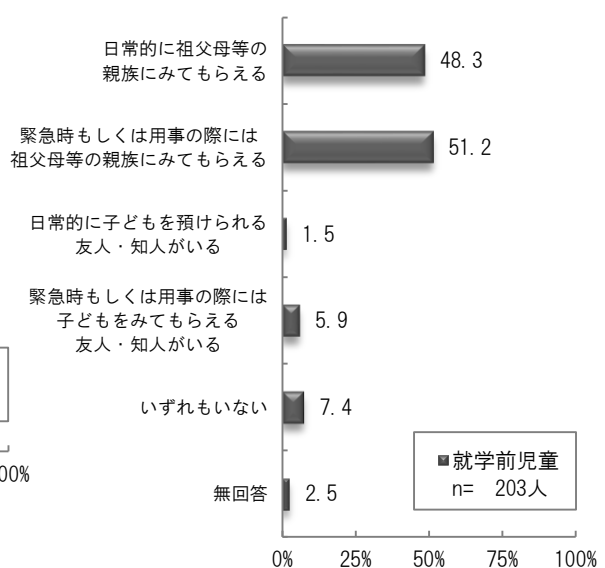


図2.9 主な親族等協力者の状況



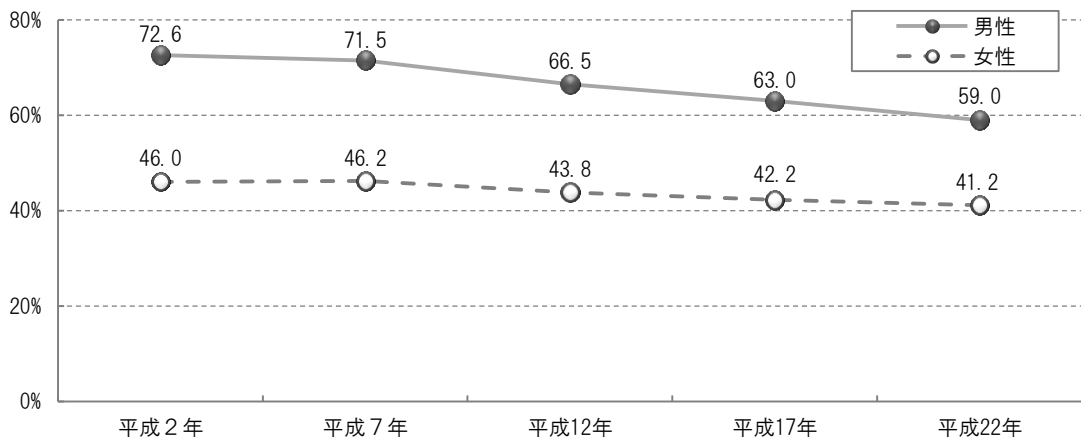
資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

3 就労状況

(1) 本町の就業率

本町の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は低下し、女性も同様に低下している状況です。男性の就業率の低下には既に離職した高齢者の増加も要因のひとつになっていると考えられます。他方、女性の就業率の減少幅が小さいということは、離職する高齢者の数よりも20～50歳代の就業者数の増加が大きいと考えられます。

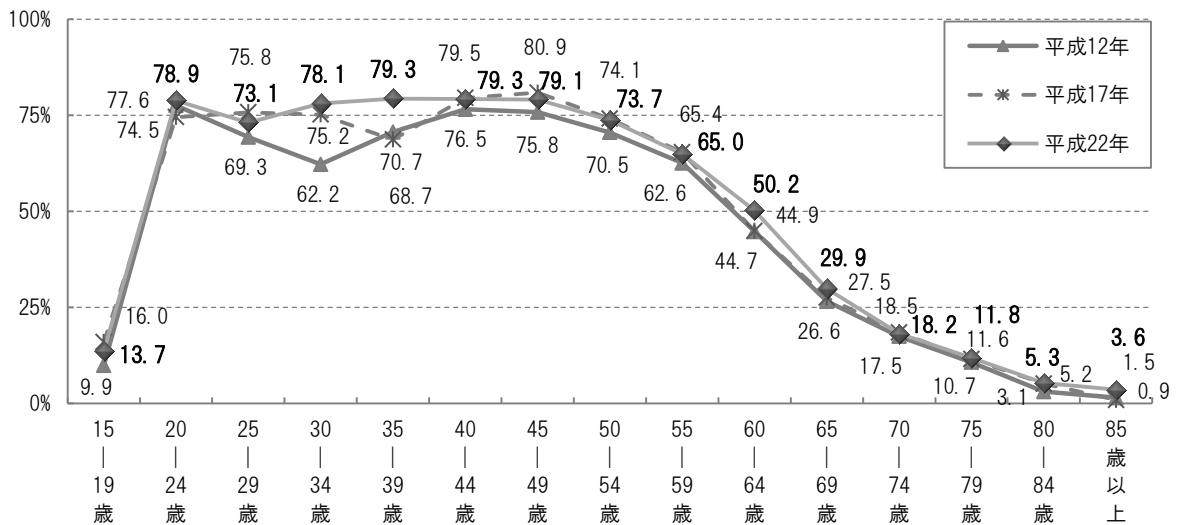
図2.10 男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月）

女性の年齢別労働力率は、20～24歳と45～49歳をダブルピークとするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するものであり、子どもの育児（子育て）期間でも就業できるような環境整備が求められます。

図2.11 女性の年齢別労働力率



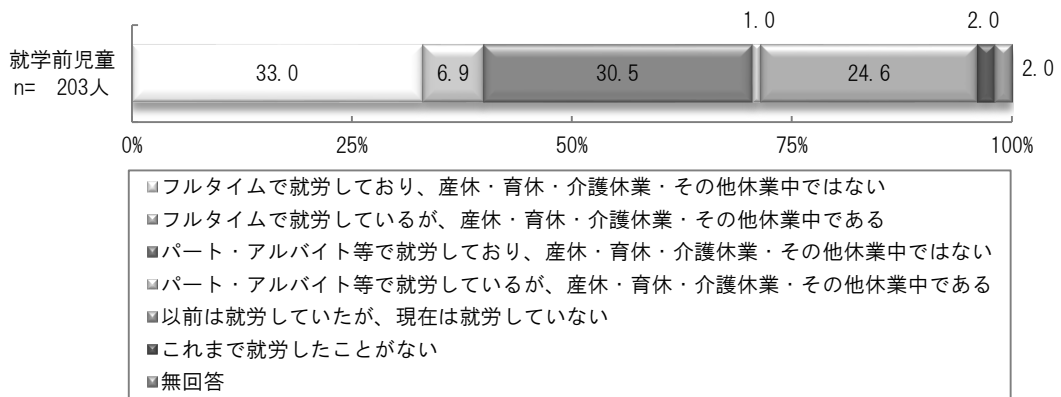
資料：国勢調査（各年10月）



(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は6割近くあり、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が約1割となっています。

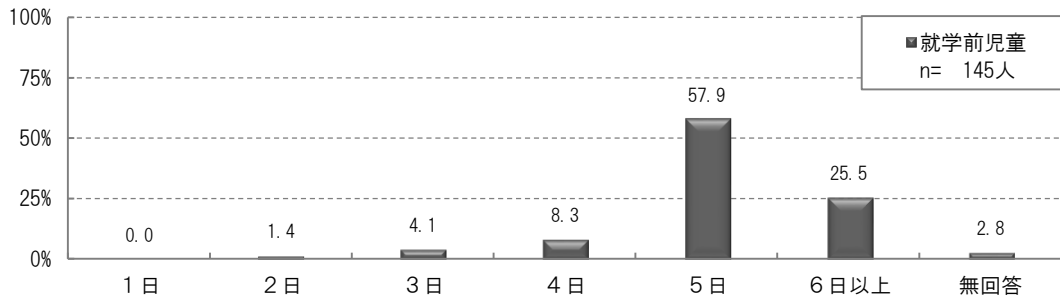
図2.12 母親の就労状況



資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

母親の就労日数をみると、就学前児童は「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」も2割であることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

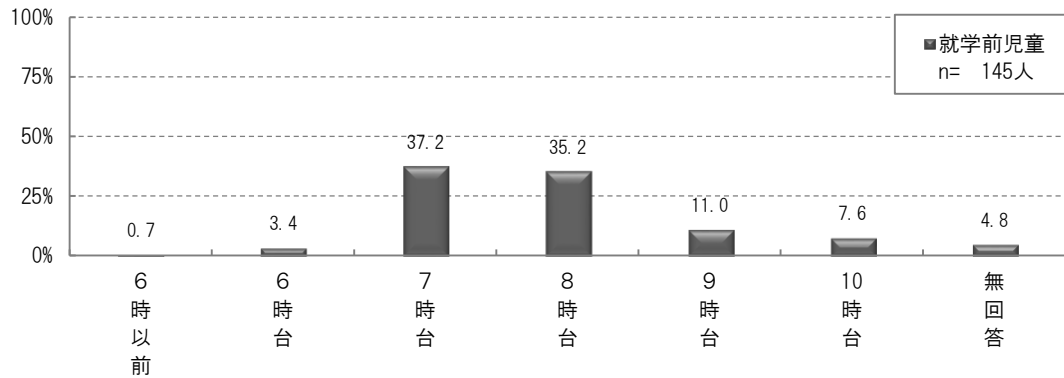
図2.13 母親の就労日数



資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

母親の出勤時間をみると、就学前児童は「7時台」「8時台」が多くなっています。

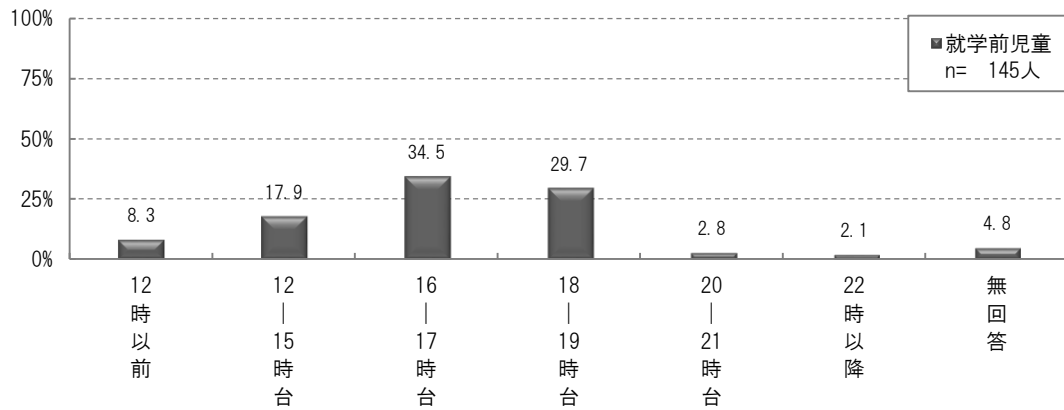
図2.14.1 母親の出勤時間



資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

一方、帰宅時間は「20-21時台」以降の方が少ないことから、「18-19時台」まで利用できる延長保育の整備が必要となります。

図2.14.2 母親の帰宅時間

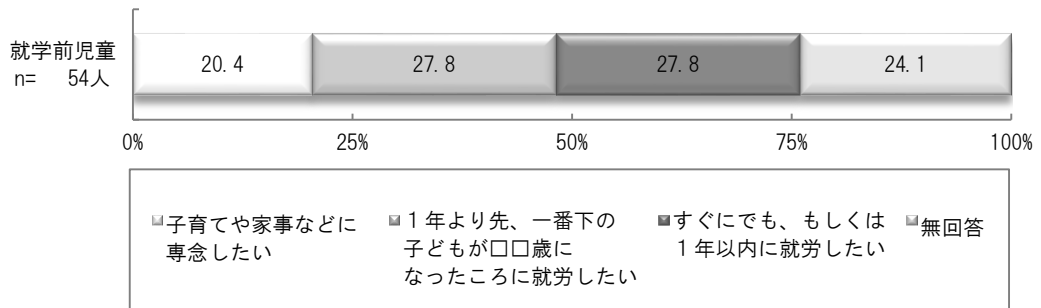


資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

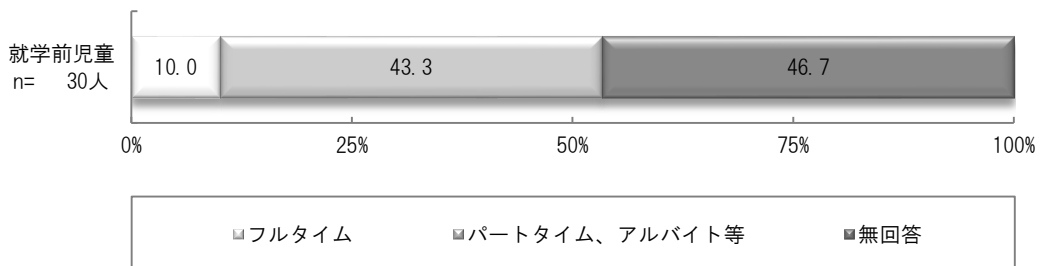


現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童は「1年以内に就労したい」方が3割弱あり、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が3～4割台あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.15 就労していない母親の今後の就労希望



希望する就労形態



資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、平成25年10月時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育保育事業では平成25年度やそれ以前の年度においても待機児童はいませんでした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成25年10月）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数(人)
1 幼児期の教育・保育事業				
	幼稚園	か所	0	0
	認定こども園	か所	0	0
	認可保育所	か所	6	315
2 地域型保育事業				
	小規模認可保育所	か所	0	0
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	認証・認定の保育所	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業				
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	4	36
	一時預かり事業	か所	7	27
	病児・病後児保育事業	か所	2	6
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	0	0
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	か所	2	80

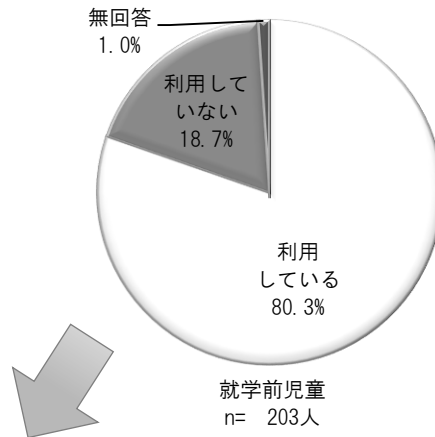
資料：福祉衛生課調べ



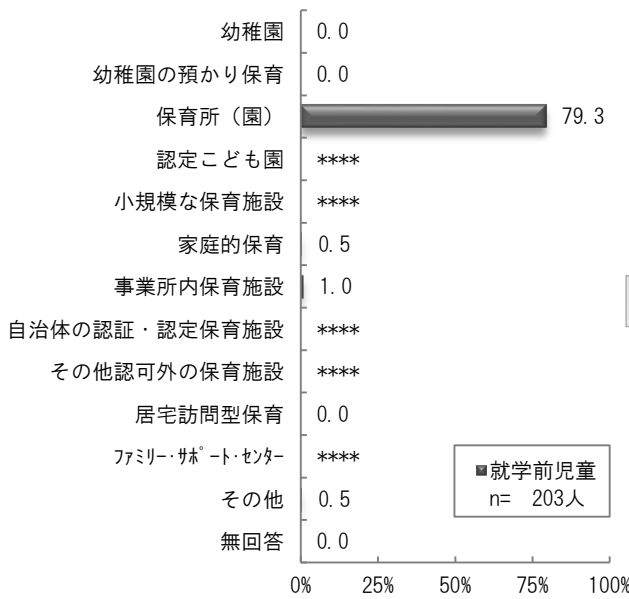
(2) 子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は約8割あり、利用者のほとんどが「保育所（園）」を利用しています。また、「事業所内保育施設」などの利用も少数あるようです。

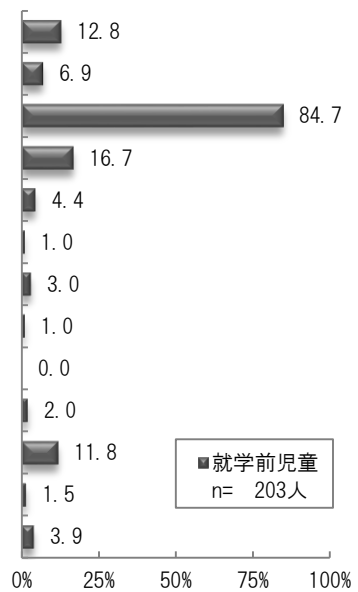
図2.16 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用している定期的な教育・保育事業



希望する定期的な教育・保育事業



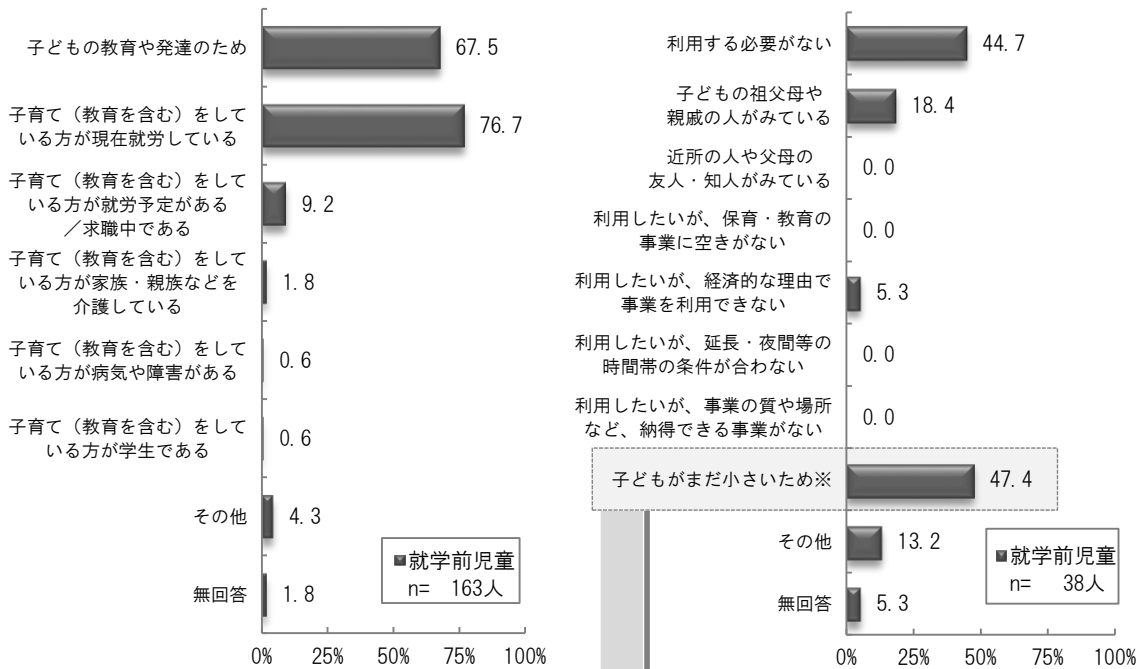
※1 「認定こども園」「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「ファミリー・サポート・センター」は、本町では実施していません。

※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数203人としました。

資料：鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」が5割弱である一方で、「利用する必要がない」方も4割台となっています。

図2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



利用を希望する子どもの年齢
※（何歳になったら利用しようと考えている。）



資料：鯉ヶ沢町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（平成25年10月）

5 施策の進捗評価

次世代育成支援行動計画（後期計画）で実施した事業の評価は、下表のような進捗状況となっています。

後期計画は、3つの基本目標と7施策57事業により構成され、その結果として目標達成できた40事業（70.2%）、推進できた6事業（10.5%）、現状維持であった5事業（8.8%）、停滞した2事業（3.5%）、未実施の4事業（7.0%）という進捗評価となりました。

停滞している事業は、施策「子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子ども等の安全の確保」の中の「公共施設のバリアフリー化」「男性の育児休業取得に関する理解と協力体制の整備」の2事業でした。

未実施の事業は、施策「子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子ども等の安全の確保」の中の「チャイルドシートの正しい装着講習会」「『CAPつがる』活動支援」「縁結び支援事業」「子ども関連事業のネットワーク化と町ホームページの充実」の4事業でした。

表2.2 施策の進捗評価

施策名		事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	未実施
計画全体		57	40	6	5	2	4
(1) 安心して子どもを産み育てられるまち		26	21	3	2	0	0
①	母性・乳幼児期等の健康の確保・増進	16	14	1	1	0	0
②	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	10	7	2	1	0	0
(2) すべての子どもが健やかに成長できるまち		6	4	1	1	0	0
①	要保護児童への取り組みの推進	6	4	1	1	0	0
(3) 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち		25	15	2	2	2	4
①	地域における子育ての支援	14	12	1	1	0	0
②	子育てを支援する生活環境の整備	11	3	1	1	2	4
③	職業生活と家庭生活との両立の推進						
④	子ども等の安全の確保						

6 本町における課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や後期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 新たなニーズに対応できる受入体制、施設等の整備

本町では実施している平日の定期的な教育・保育事業が認可保育所のみで、ニーズ調査の結果をみると就学前児童の8割程度が保育所（園）を利用しており、利用希望割合は5ポイント程度増加しています。

また、本町で実施していない教育施設「認定こども園」「幼稚園」や、地域の子育て支援事業である「ファミリー・サポート・センター」の利用希望が1割台となっているほか、「幼稚園の預かり保育」の利用希望が1割弱となっています。

さらに、調査の自由意見においても幼稚園の設置を求める声が多く、就学前教育の充実を求めている様子が見えます。これらのニーズを踏まえながら、また近隣市町にある施設との相互の利用も考慮し、町内における計画的な施設整備や受入体制の整備について検討が必要です。

課題2 就労している保護者を支援する教育・保育事業の運営

後期計画の事業評価において「職業生活と家庭生活との両立の推進」が停滞していることから子育てと仕事を両立している保護者を支援する取り組みの充実が求められます。

ニーズ調査結果をみると、子育て家庭の多くは、父親よりも母親が日常的に子育てに関わっており、就学前児童の母親についてはその7割程度が就労している状況です。就学前児童をもつ母親の就労を支援するためには保育事業の充実が必要であり、なかでも「18～19時台」に帰宅する母親が3割、「6日以上/週」就労している母親が2.5割あるうえに、自由意見においても休日保育や病児保育を求める声が多くあることから、開設時間の延長や休祝日保育、病児保育について検討する必要があります。

課題3 就学児童の安全・安心な放課後の過ごし方についての支援

就労の有無にかかわらず、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう支援する必要があり、特に共働き家庭などでは子どもの就学直後の帰宅時間が保育所通所当時よりも早いため就労との両立が困難となる「小1の壁」があることから小学生の保育サービスの拡充が求められます。

また、ニーズ調査をみると、就学前児童（4・5歳のみ）の保護者の3割程度が、子どもが小学校低学年になった際には「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」の利用を希望しており、時間や曜日の拡充を希望する声が自由意見としてあることから、開設時間の延長や休日開設なども含め、事業内容等について検討が必要です。



課題4 地域の子育て支援事業の拡充

支援が必要な家庭への支援、および子育て家庭の孤立防止のためにも公的相談機関の役割は重要です。ニーズ調査結果をみると、地域の子育て支援事業である「子育て支援センター」や「鱒ヶ沢町子育てサポートセンター」の利用割合は低く、新たな利用希望者が2割程度となっている一方で、自由意見では、子どもや子育てママが集えるような空間の創出や交流イベント等の開催などを求める声が多いことから、子育てママ達のネットワーク構築や子育て支援の相談機能も期待できる事業の拡充や情報提供について検討が必要です。

課題5 安心して子育てできる環境の整備

子育て中の保護者が、心豊かに安心して子育てできるよう、子どもや子育て家庭の視点にたった様々な支援事業の展開が求められます。そのためにも、本町で生活基盤を築くための経済的支援、安心して出産や子育てに臨めるような医療体制が充実した生活環境、職場優先や性別役割分担などの固定概念を打破した職場環境を充足させ、結婚・出産・子育てを通じて心身ともに健やかで快適な生活ができるよう行政や地域が一体となって総合的に施策を展開していく必要があります。

第3章

計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえながら、本町における課題の解決を図るため「第5次 鱒ヶ沢町総合計画」や「鱒ヶ沢町就学前教育・保育基本計画」、「鱒ヶ沢町次世代育成支援対策後期行動計画」の基本理念等を踏襲しつつ、町民、関係団体との協働のもと、一丸となって施策を展開し基本理念の実現を図ります。

基本理念

子どもの最善の利益が実現される鱒ヶ沢

2 計画の基本目標

基本理念の実現を確実なものとするため、3つの基本目標を定めます。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられるまち

- ・だれもが安心して子どもを産み、いきいきと子育てができるまちを目指します。

基本目標2 すべての子どもが健やかに成長できるまち

- ・すべての子どもが、のびのび、いきいきと、それぞれの発達段階において、健やかに成長できるまちを目指します。

基本目標3 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

- ・地域全体で、子どもや子育て家庭に寄り添い、互いに支えあえるまちを目指します。



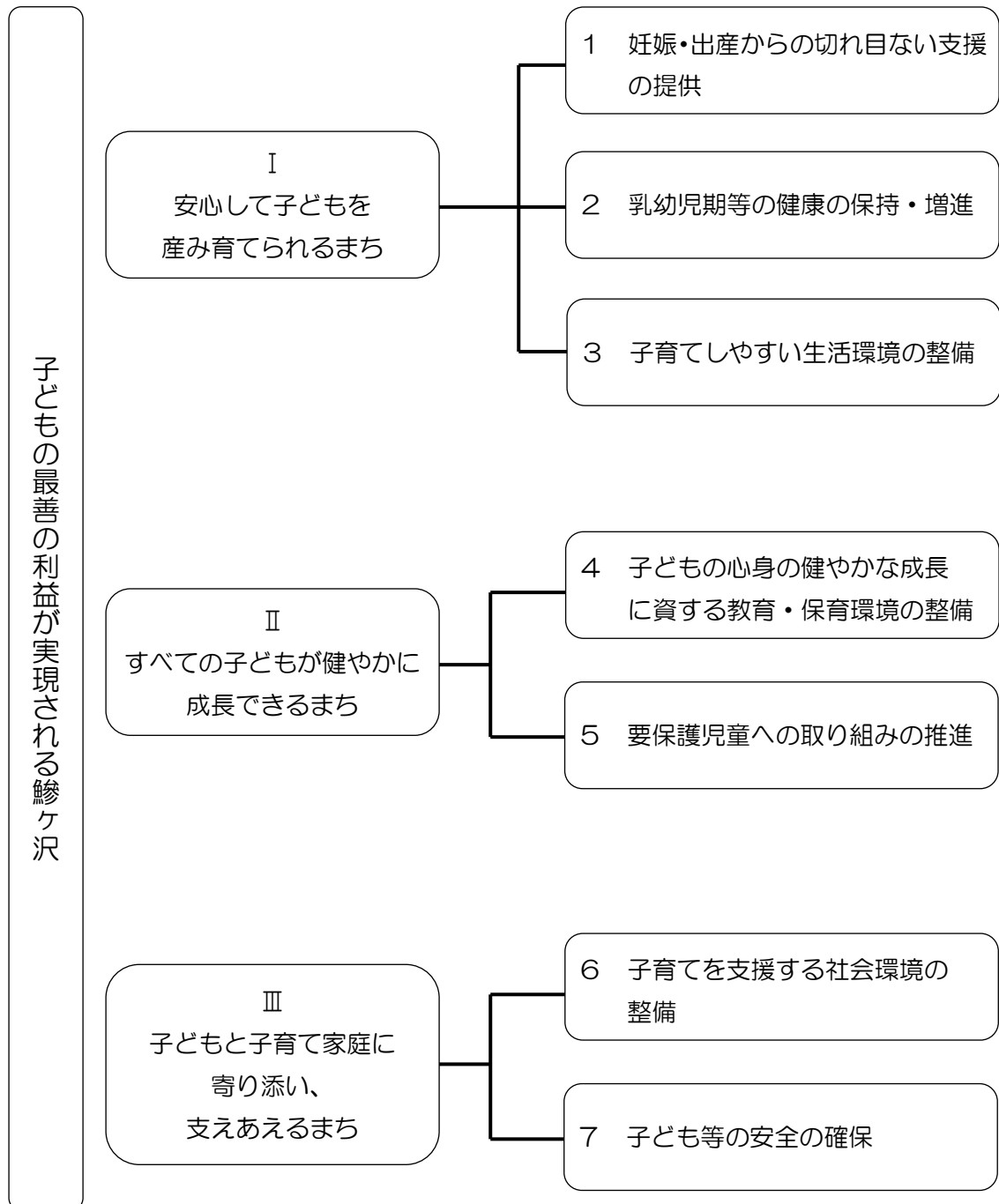
3 計画の基本施策

3つの基本目標の実現を確実なものとするため7項目の施策を設定しました。

<基本理念>

<基本目標>

<基本施策>



第4章

子ども・子育て支援の施策展開

第4章 子ども・子育て支援の施策展開

次世代育成支援対策は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間において鱒ヶ沢町次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）が推進されてきました。

本計画は、次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本的な考え方を引き継ぎながら、その基本理念の実現に向けて3つの基本目標のもとで施策を展開していくこととしています。具体的には次世代育成支援行動計画の関連施策と具体的な推進策について評価、見直しを行い、現在及び今後のニーズの対応や課題解決に向けて施策を展開していくこととしています。

なお、次世代育成支援対策推進法が10年間延長されることになりましたが、この法に基づき実施すべき施策については、本計画の推進施策と同等（兼用）とすることとします。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられるまち

核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきていることから、地域において、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目ない支援の強化を図り、安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。

推進施策1 妊娠・出産からの切れ目ない支援の提供

○ 現状と課題等

○妊娠初期からの保健指導を実施して、児と母体の安全性を確保するとともに、安心して出産できるように、各種情報の提供や助言・指導が必要です。

特に、妊娠中の女性は、出産をはじめ生活や仕事等に対して、さまざまな不安を抱えることが多くなってきます。このような不安を軽減するために保健師・助産師等専門職の意見を取り入れ、妊娠期、出産期、産褥期それぞれの時期にあった「ママの安心」が得られるような切れ目ない支援の提供が必要です。

○ 事業の確保策

○保健師（健康ほけん課）と助産師（福祉衛生課・母子支援センター）の連携により母子保健の充実等（産前産後ケアの充実）手厚い包括的支援を実施します。

○妊産婦の訪問ケアをスムーズに実施できるようにするためにも、母子支援センターと産科医療機関との連携強化を図ります。



事業名	事業内容	後期評価	今後の方向性	担当課
妊娠届・出生届出時保健指導	各届出時には保健師・助産師が対応し、妊産婦の状況把握と保健指導を実施。	A	継続実施 目標：各届出時指導：100%	健康ほけん課 福祉衛生課 (母子支援センター)
妊産婦・新生児・乳児訪問ケア	助産師・保健師による妊産婦・新生児・乳児のための訪問ケアを実施。他市町村との連携等により里帰り出産者も対象とする。	A	継続実施 目標：ハイリスク妊婦：100% 新生児・乳児訪問：100%	健康ほけん課 福祉衛生課 (母子支援センター)
新生児訪問	生後28日までに新生児のいる家庭を保健師が訪問し、産後の健康管理と赤ちゃんの成長発達を支援	A	継続実施	健康ほけん課
乳児家庭全戸訪問事業〔こんにちは赤ちゃん事業〕	生後4か月までの乳児のいる、全ての家庭を助産師が訪問し、育児の悩みなどに対する相談支援を実施。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
安産レッスン	妊婦及びその家族を対象に、妊娠・出産についての実技指導を加えた指導を行う。	B	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
沐浴実技指導	新生児と母親及びその家族を対象に、自宅等で沐浴の実技指導を行う。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
母乳育児支援	妊婦・褥婦（出産後おおむね3か月まで）及び乳児を対象とし、助産師が訪問等により乳房ケアや授乳指導を行う。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
出産後の家事援助	褥婦（出産後3か月まで）宅の炊事、洗濯、掃除等の家事支援をする。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
医療機関連携事業	「妊産婦連携カード」により産科医療機関からの妊産婦及び新生児に関する情報提供などにより連携を図る。	—	新規実施 ※平成26年度より実施	福祉衛生課 (母子支援センター)

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

推進施策2 乳幼児期等の健康の保持・増進

○ 現状と課題等

○保護者の育児や子の健康・成長に対する不安や悩みを軽減するために、育児相談等を通じて子育て意識の啓発や育児情報の提供、心のケア、経済的ケアの取り組みが必要です。

○ 事業の確保策

- 従来の保健事業等を継続し、さらなる充実を図ります。
- 乳幼児医療費の全額免除など経済的支援の充実を検討します。
- おむつ配布の拡充を検討します。

事業名	事業内容	後期評価	今後の方向性	担当課
乳幼児健診	股関節脱臼健診・乳児（3・6・10か月児）・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳児健診を実施。	A	継続実施 目標：各健診受診率100%	健康ほけん課
定期予防接種	発生及びまん延予防の為、各種予防接種は個別接種で実施。	A	継続実施	健康ほけん課
育児相談	乳幼児の健康についての相談に対し、窓口や電話・メール・訪問などにより適切な助言・指導を行う。	A	継続実施	健康ほけん課 福祉衛生課 (母子支援センター)
乳幼児医療費助成事業	乳児から就学前までの医療費の助成。	A	継続実施	福祉衛生課
乳児すこやか支援事業（おむつ助成）	出生時・3か月・10か月におむつ2袋を支給。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

推進施策3 子ども・子育てしやすい生活環境の整備

○ 現状と課題等

- 本町においては町営保育所が1か所、民間保育所が5か所あり、入所にあたっての待機児童はない状況です。
- 親の就労形態の多様化により、通常保育の他、多様な保育サービス展開、保育施設を利用していない子育て家庭の支援も視野に入れ、だれもが必要なときに安心して利用できる保育サービスや質の高い保育・教育の提供が必要となっています。
- 子の就学により、共働き家庭などの「小1の壁」を打破すべく、小学生の保育サービスの拡充も求められています。

○ 事業の確保策

- 管内の保育所のうち町営保育所1か所、民間保育所1か所の計2か所が「幼保連携型認定こども園」に移行します。（平成27年4月時点）
- 祝日保育・延長保育等の多様な保育サービスの実施展開を検討します。

事業名	事業内容	後期評価	今後の方向性	担当課
教育・保育事業	「認定こども園」の整備を図り、さらに質の高い教育・保育を提供する。	—	新規実施	福祉衛生課
祝日保育事業	祝日に保護者が仕事や病気などで保育が出来なくなった時に保育を実施。	A	継続実施	福祉衛生課 (保育所)
延長保育事業	保護者の就労形態等の事情により、通常の保育時間を超えて保育を実施。	A	継続実施	福祉衛生課 (保育所)
一時保育事業	入所していない児童の一時的な預かり保育を実施。	A	継続実施	福祉衛生課 (保育所)



地域子育て支援事業	子育ての不安解消と母親の仲間づくりを支援。(センター型・広場型)	A	継続実施	福祉衛生課 (保育所)
病後児保育事業 (おひさまルーム)	0歳から小学校3年生までの病院受診済みで回復期にある子どもを一時的に預かる。	A	新規実施 ※平成24年度より実施	福祉衛生課 (保育所)
一時預かり事業 (ママサポート事業)	子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時的な預かり保育を実施。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
病後児保育事業 (ママサポート事業)	0歳から小学校6年生までの病院受診済みで回復期にある子どもを一時的に預かる。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
ベビー用品リユース事業	使用しなくなったベビー用品等を回収し、これから使用する家庭へ提供。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
子育てサポートセンター	子育てに関する相談や、研修、啓蒙普及など家庭教育を実施。	A	継続実施	教育課
放課後児童クラブ (放課後ルーム)	日中保護者が家庭にいない小学生の放課後及び長期休業期間の保育を行う。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

基本目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち

子どもたちが、それぞれの発達の段階で、心身の健やかな成長ができるように、教育・保育環境の整備、内容の充実に努めるなど子の育ちを保障していかなくてはなりません。自ら学び、考え、主体的に行動していく力や命の大切さを知り、他人を思いやる心を育むなど、人間性豊かで個性を尊重する教育・保育の充実に努め、すべての子どもが健やかに成長できるまちをめざします。

推進施策4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

○ 現状と課題等

○次代を担うすべての子ども達が、たくましく心豊かに成長していくことは、今後の社会を支え地域の活性化にもつながっていくことにもなります。子どもたちの生きる力や健やかな育ちを一貫して支援・推進していくためにも、就学前教育の充実に努めるとともに、就学前教育から学校教育への円滑な移行を図るなど保育所と小学校との連携強化が一層求められています。

○ 事業の確保策

○保育所と小学校との情報共有・連携の強化を図り就学前の全ての子どもを対象に、保育所から小学校への無理のない移行を図ります。

○健全な心と体を育むため、子どもの成長段階に合わせた学習会等を実施します。

事業名	事業内容	後期評価	今後の方向性	担当課
家庭教育推進事業 (鱒ヶ沢町教育推進協議会)	参観日に支援ルームの開設(舞戸小・西海小)町連合PTAと連携した合同研修会の実施。(子育てグループ「ランドセル」の支援)	A	継続実施	教育課
読書推進事業(鱒ヶ沢町子ども読書活動推進委員会)	鱒ヶ沢町第二次子ども読書活動推進計画(平成26~30年度)に沿った事業(ブックスタート事業をはじめとする子ども読書活動の啓発)を実施。	A	継続実施	教育課
鱒ヶ沢町小学校保育所連絡協議会	就学前の子どもたちの健やかな育ちを一貫して支援・推進していくため、就学前教育の充実及び学校教育への連続性の確保、円滑な移行を図る。	—	新規実施 ※平成23年度より実施	福祉衛生課
食育の推進	栄養相談日の開設。管内小・中学校及び鱒ヶ沢高校の生徒を対象にした栄養教室、おやこ栄養教室、きっぷクッキングの実施。	A	継続実施	健康ほけん課
赤ちゃんふれあい教室	鱒ヶ沢中学校生徒を対象に事前学習・事前指導を実施後、乳児健診時の乳児と触れ合い体験学習をする。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)



思春期教室	鯉ヶ沢中学校生徒・保護者を対象に、産科医等による講演を実施。	A	継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
生と性を考える教室	鯉ヶ沢高校生徒を対象に、助産師による講義・育児技術体験等を行う。	A	健康ほけん課と連携を強化し継続実施	福祉衛生課 (母子支援センター)
学校保健会	幼児・児童・生徒の保険教育推進のために、保健主事・養護教諭・学校医・学校歯科医等で組織され、より良い保健環境について協議・研究を行う。	C	学校保健会と健康ほけん課の連携を強化し継続実施	教育課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

就学前教育・保育の充実

本推進施策を展開するうえでは、特に就学前教育・保育の充実を図ることが肝要であることから、次のことに重点を置いた取組の実施に努めます。

①認定こども園の普及

認定こども園は、就学前教育・保育を一体的に行う新たな枠組みとして、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本町においても、教育・保育の一体的な提供はもとより、保護者の就労状況に関わらず柔軟に利用することができるなど、多様な保護者ニーズにも応えることができることから認定こども園の普及が望まれます。

②教育・保育の質の向上

乳幼児期は、子どもが健やかに育ち、生涯における人間形成の基礎を培う大切な時期です。

乳幼児期の特性や重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

③幼稚園教諭・保育士の資質の向上

教育・保育の質の向上を図るためには、それに携わる職員に対しても高い能力が求められます。そのため研修等の実施や外部研修にも積極的な派遣ができるよう支援し、職員の資質向上に努めます。

④特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

現在、障がいを持つ子どもが保育所に通う選択をした場合、障がいの有無に関係なく同じクラスで共に生活することになります。そのような中、一人ひとりの多様な教育・保育ニーズに応じるため、また特別な支援が必要な子どもやその保護者に寄り添える教育・保育が実施できるよう職員の配置や研修体制を整えます。

⑤就学前施設と小学校との連携の推進

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、就学前施設と小学校との教育の連続性の確保、円滑な移行を図るため、町内の就学前施設と小学校で構成する鱒ヶ沢町小学校保育所連絡会議を中心に、引き続き就学前施設と小学校との連携を図ります。

推進施策5 要保護児童への取り組みの推進

○ 現状と課題等

○増加するひとり親家庭について、経済的支援等による自立支援対策の充実が求められているほか、障がい児対策としては、地域社会の理解・支援が求められています。また、児童虐待等については、発生予防からケース対応・アフターケアまでの一貫した支援を行うために、地域における様々な機関の連携・協力体制の構築が常に必要となっています。

○ 事業の確保策

- 乳児家庭全戸訪問事業によりさらなる支援が必要とされるケースに対応できるように、養育支援訪問の実施を検討します。
- 特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育サービスを利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携して、受け入れ態勢を整えます。
- 従来の要保護児童に対する取り組みを継続し、さらなる充実を図ります。

事業名	事業内容	後期評価	今後の方向性	担当課
乳幼児教育相談事業	幼児健診時、ことば・情緒・身体発育等の相談を専門員が実施。	A	継続実施	健康ほけん課
鱒ヶ沢町障がい児保育事業	保育所に入所している障がい児の受け入れ態勢を整え円滑にサービスを受けられるよう支援する。	A	継続実施	福祉衛生課
就学指導委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、ひとりひとりに応じた適切な就学を支援する。	B	継続実施	教育課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費の助成。(児童は保険負担分・父母は自己負担あり：所得制限あり)	A	継続実施	福祉衛生課
のびのびクラブ(障がい児親の会支援事業)	心身障がい児・情緒障がい児等を持つ親の不安解消と仲間づくりへの支援。	A	継続実施	福祉衛生課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童全般についての情報交換や啓蒙活動、検討対象ケースについての状況把握から問題解決までの活動を行う。	A	継続実施	福祉衛生課
養育支援訪問事業	養育に関する指導助言等を訪問で実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	—	新規実施	福祉衛生課(母子支援センター)

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

子育てに携わるすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を変えていくなど、子育て家庭にやさしい就労制度の普及、職場や地域の環境づくりが必要となっています。

また、子ども、親子等が安心して外出できるように、道路、公園、公的建築物等において、安全に整備を進めるとともに、子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう警察・行政・地域との連携・協力体制の強化を図り、子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまちをめざします。

推進施策6 子どもを支援する社会環境の整備

○ 現状と課題等

- 親が安心して就労できるよう放課後ルーム、母子支援ヘルパーによる一時預かりなど、地域住民の協力によるサポート体制が整っています。
- 近年の就労形態は夫婦共働きが主流となり、また核家族化の進行により「仕事と子育ての両立」は、親として大きな課題となります。仕事も子育ても男女平等となるよう社会全体の啓蒙の普及、社会的支援の仕組みとその推進が求められています。

○ 事業の確保策

- 妊娠、出産、子育てに関する理解を職場等に呼びかけるなど、子どもを産みやすく、かつ働きやすい環境づくりに努めます。
- 地域住民の協力により、支援の取り組みや充実に努めます。

事業名	事業内容	後期評価	今後の方向性	担当課
育児休業取得に関する理解と協力体制の整備	就労している妊婦もしくは父親の育児休業取得推進にかかる協力依頼通知の発送。	D	継続実施	福祉衛生課
一時預かり事業（ママサポート事業）（再掲）	子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時的な預かり保育を実施。	A	継続実施	福祉衛生課（母子支援センター）
出産後の家事援助（再掲）	褥婦（出産後3か月まで）宅の炊事、洗濯、掃除等の家事支援をする。	A	継続実施	福祉衛生課（母子支援センター）
ベビー用品リユース事業（再掲）	使用しなくなったベビー用品等を回収し、これから使用する家庭へ提供。	A	継続実施	福祉衛生課（母子支援センター）
放課後児童クラブ（放課後ルーム）（再掲）	日中保護者が家庭にいない小学生の放課後及び長期休業期間の保育を行う。	A	継続実施	福祉衛生課（母子支援センター）

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず



推進施策7 子ども等の安全の確保

○ 現状と課題等

○通学路の安全確保など子どもを交通事故や犯罪から守るための対策の充実が求められています。

○ 事業の確保策

○通学路等の環境整備の推進や関係団体・地域・住民が一体となった子どもの見守り・声掛けや交通安全対策への取り組みを強化します。

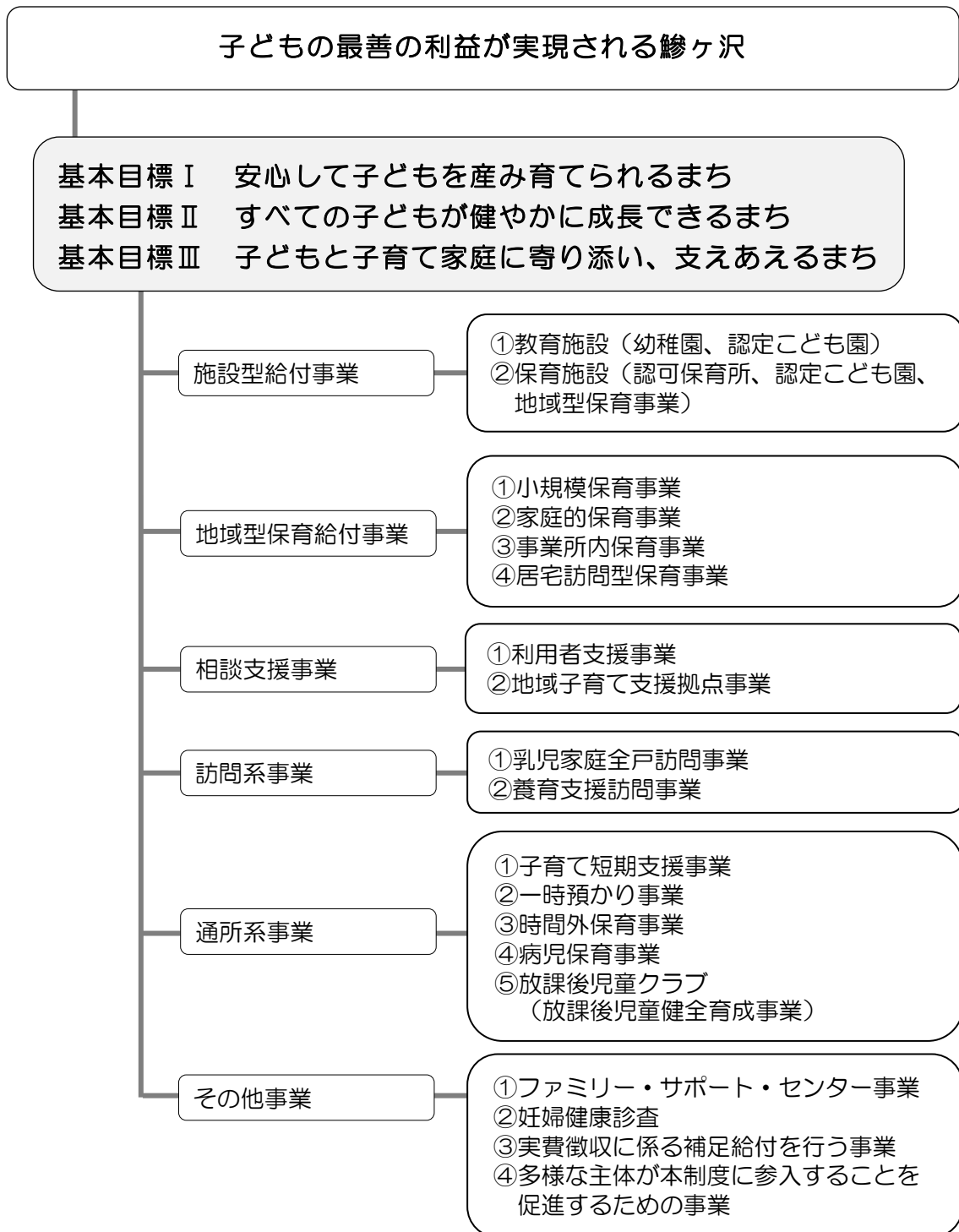
事業名	事業内容	後期評価	今後の方向性	担当課
声かけ見守り活動	小学生の下校時に通学路、数か所において実施。	B	継続実施	鱒ヶ沢町 社会福祉協議会 鱒ヶ沢町青少年健全育成協議会
地域安全マップの作成・設置	児童にとって安全な場所、危険な場所を子ども達が調べ地図を作成。	A	継続実施	教育課
公園の適正な管理 (老朽・危険遊具の回収・撤去から変更)	遊具(ブランコ、鉄棒、滑り台等)の修繕や管理を実施。	A	継続実施	福祉衛生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

第5章

子ども・子育て支援の事業展開

第5章 子ども・子育て支援の事業展開





1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域について検討した結果、**保育の提供区域を5区域、その他提供区域を1区域**と設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

昭和30年3月に新たな鱒ヶ沢町が誕生(鱒ヶ沢町、赤石村、中村、鳴沢村、舞戸村が合併)しましたが、地理的、地形的にも居住地が5地区に分散されているほか、それぞれの地域の成り立ちの歴史を背景に産業構造や生活の態様など、それぞれ特色を有しています。【地理的・歴史的・社会的背景】

住民意識もそれぞれの地区意識が強く、町内会連絡協議会も5地区で設置されているなど連携協力の単位として根付いているため、地域の実情に即した町政推進を考える際には5つの地区を基本の単位として考慮しています。【施策的背景】

保育所の配置においても、地理的地形的な面はもとより、地域に根付いた地区バランスを考慮して配置を進めてきたこれまでの経緯があります。保育所の配置に関する考え方は、基本的には今も変わっておらず、保育の提供区域を5地域とする考え方は利用者にとっても基本的なものです。【政策的背景】

このような背景から、利用者が居住する地域の近くに保育所があるため、長距離通園の負担を抑えることができているほか、地域行事にも園児が参加するなど、地域ぐるみでの子育てができています。

今後、子どもが少なくなった際には地域型保育事業へ移行するなど、5地区における人口減少地域でも保育の機能を維持し、子どもやその家族をはじめ地域住民に最も身近な社会の受け皿として存続に努めるべきものと考えています。

図5.1 鱒ヶ沢町子ども・子育て支援施設の位置図



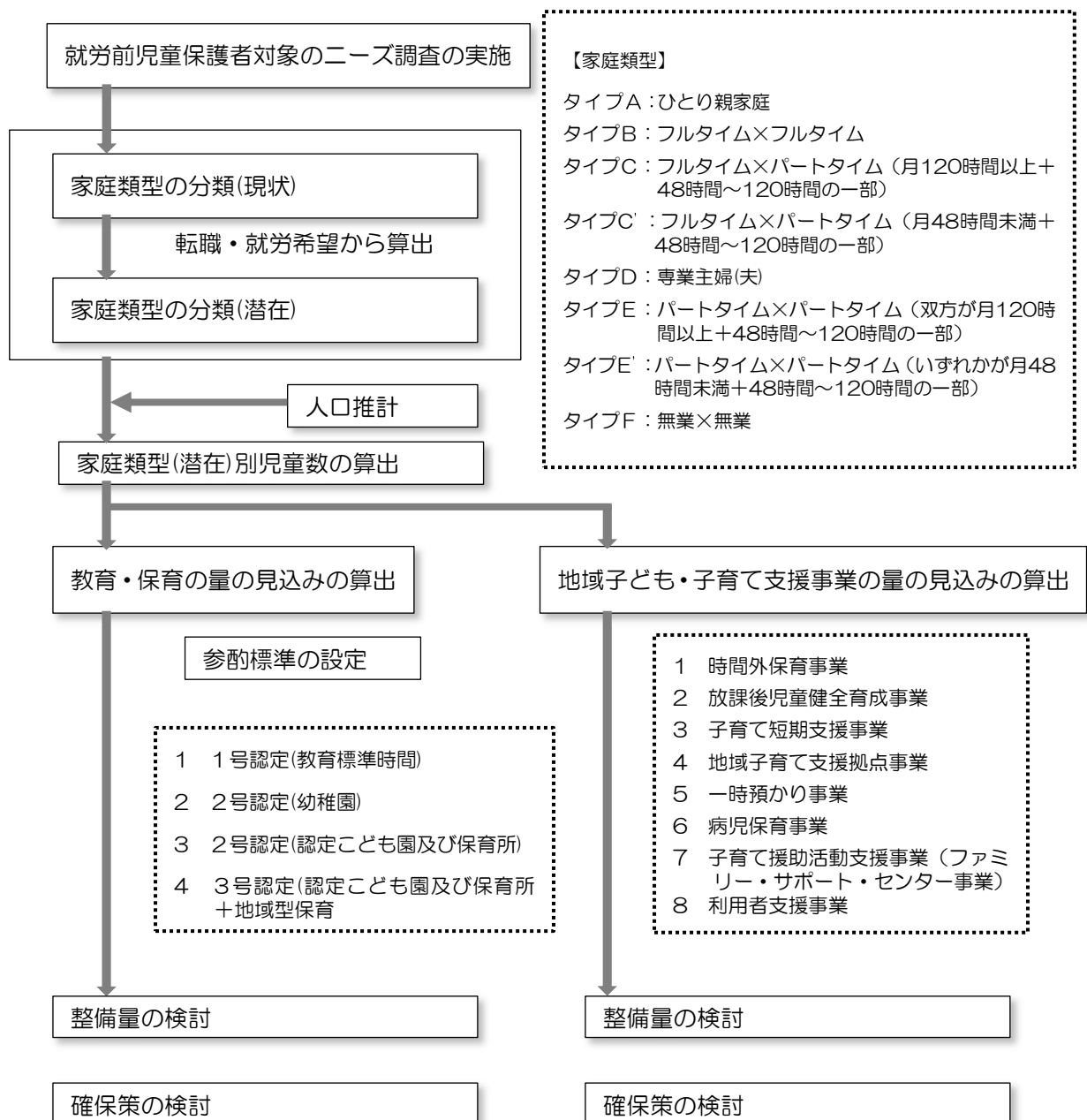
- 町役場
- 認可保育所 ----- 6か所
- 放課後児童クラブ ----- 2か所
- ※子育て支援センター・つどいの広場等
(地域子育て支援拠点事業) -- 5か所

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図5.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





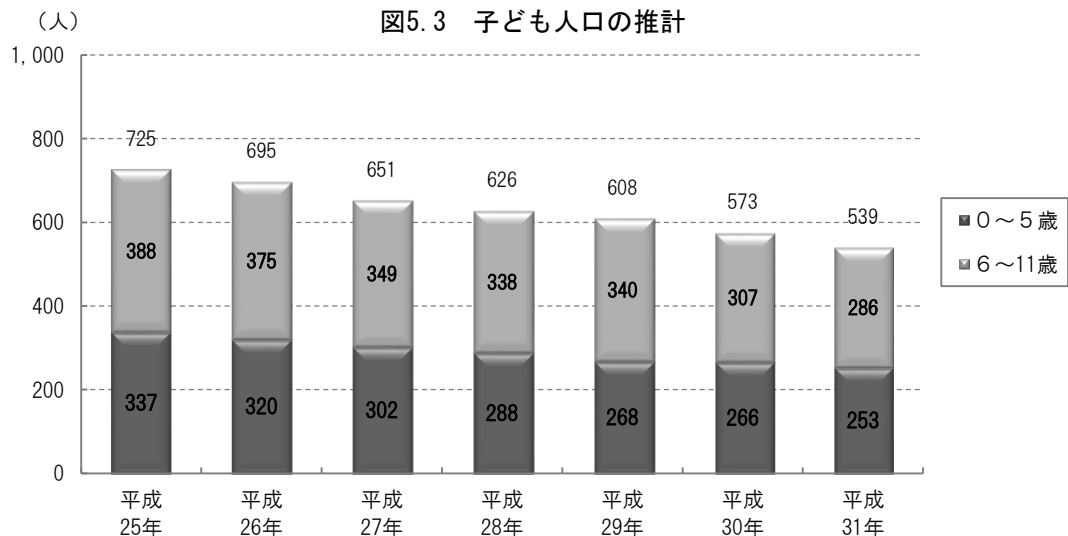
(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の337人から平成31年には253人と推計され84人（24.9%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても平成25年の388人から平成31年には286人と推計され102人（26.3%）の減少が予測されています。

表5.1 子ども人口の推計

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	725	695	651	626	608	573	539
0歳	51	39	48	44	44	40	38
1歳	41	53	48	48	44	44	40
2歳	65	42	51	48	48	44	44
3歳	57	65	40	50	47	47	43
4歳	62	58	61	38	48	45	45
5歳	61	63	54	60	37	46	43
0～5歳	337	320	302	288	268	266	253
6歳	65	60	58	51	56	34	43
7歳	65	66	56	56	49	54	33
8歳	51	62	62	55	55	48	53
9歳	59	51	64	62	55	55	48
10歳	78	59	51	64	62	55	55
11歳	70	77	58	50	63	61	54
6～11歳	388	375	349	338	340	307	286

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表5.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親	7.6	7.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	45.5	50.3
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+48時間～120時間の一部)	26.2	25.5
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+48時間～120時間の一部)	4.1	3.4
タイプD	専業主婦(夫)	16.6	12.4
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)	0.0	0.7
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、平成27～31年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表5.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	平成31年度 (人)
タイプA	7.6	23	22	20	20	19
タイプB	50.3	152	145	135	133	127
タイプC	25.5	77	73	68	68	65
タイプC'	3.4	11	10	10	10	9
タイプD	12.4	37	36	33	33	31
タイプE	0.7	2	2	2	2	2
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	302	288	268	266	253



(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下の通りです。

表5.4 本町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		町内に居住する児童								
		町内の施設を利用				町外の施設を利用				
		1号(人)	2号(人)	3号(人)		1号(人)	2号(人)	3号(人)		
				1,2歳児	0歳児			1,2歳児	0歳児	
平成 27 年度	必要利用者数(①)	5	144	66	14	—	—	—	—	
	提供 体制 (②)	施設型給付	15	136	65	24	—	10	8	2
		地域型保育給付	/	/	—	—	/	/	—	—
		認可外(地方単独)	/	—	—	—	/	—	—	—
		確認を受けない 幼稚園	—	/	/	/	—	/	/	/
②-①	10	▲8	▲1	10	—	10	8	2		
平成 28 年度	必要利用者数(①)	4	137	64	13	—	—	—	—	
	提供 体制 (②)	施設型給付	15	136	65	24	—	10	8	2
		地域型保育給付	/	/	—	—	/	/	—	—
		認可外(地方単独)	/	—	—	—	/	—	—	—
		確認を受けない 幼稚園	—	/	/	/	—	/	/	/
②-①	11	▲1	1	11	—	10	8	2		
平成 29 年度	必要利用者数(①)	4	122	61	13	—	—	—	—	
	提供 体制 (②)	施設型給付	15	136	65	24	—	10	8	2
		地域型保育給付	/	/	—	—	/	/	—	—
		認可外(地方単独)	/	—	—	—	/	—	—	—
		確認を受けない 幼稚園	—	/	/	/	—	/	/	/
②-①	11	14	4	11	—	10	8	2		
平成 30 年度	必要利用者数(①)	4	128	59	12	—	—	—	—	
	提供 体制 (②)	施設型給付	15	136	65	24	—	10	8	2
		地域型保育給付	/	/	—	—	/	/	—	—
		認可外(地方単独)	/	—	—	—	/	—	—	—
		確認を受けない 幼稚園	—	/	/	/	—	/	/	/
②-①	11	8	6	12	—	10	8	2		
平成 31 年度	必要利用者数(①)	4	121	56	12	—	—	—	—	
	提供 体制 (②)	施設型給付	15	136	65	24	—	10	8	2
		地域型保育給付	/	/	—	—	/	/	—	—
		認可外(地方単独)	/	—	—	—	/	—	—	—
		確認を受けない 幼稚園	—	/	/	/	—	/	/	/
②-①	11	15	9	12	—	10	8	2		

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下の通りです。

表5.5 本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	推計				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	24	23	22	21	20
放課後児童健全育成事業						
小学1～3年生	人	74	68	67	57	54
小学4～6年生	人	8	8	8	8	7
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	225	215	209	196	187
一時預かり事業						
幼稚園の預かり保育	人日	0	0	0	0	0
一時預かり （ファミサポの未就学児利用含む）	人日	488	465	433	430	409
ファミリー・サポート・センター事業 （就学児のみ）	人日	0	0	0	0	0
病児保育事業（緊サポ含む）	人日	19	18	17	17	16
妊婦健康診査	人	92	88	84	78	73
乳児家庭全戸訪問事業	人	48	44	44	40	38
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0



3 施設型事業

(1) 幼稚園

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

本町では現在実施していない幼稚園ですが、平成27年度から2か所の認可保育所が認定こども園に移行するため、幼稚園の機能が担保されることとなります。

(2) 認可保育所

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

本町では平成27年度から2か所の認可保育所が幼保連携型認定こども園に移行し、4か所の認可保育所が継続実施するため、保育所の機能が担保されることとなります。

(3) 認定こども園

認定こども園とは教育・保育を一体的に行い、地域における子育て支援機能を備えた県の認可を受けた施設です。幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型とありますが、基本的に、幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

本町では未整備の施設でしたが、平成27年度から2か所の認可保育所が認定こども園に移行します。

○ 現状と課題等

○鱒ヶ沢保育所、舞戸保育所、なるさわ保育園、たていし愛児園、中村保育所、みなみ保育園の6か所で実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は79.3%の利用がありますが、「認定こども園」は開設していないため、利用がありませんでした。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「鱒ヶ沢町で幼稚園を作ってほしい。」という要望や、「我が家でお願いしている保育園（所）は、毎日、無料で通園バスも出してくれ、延長保育も7時までしてくれます。環境的には小さいながらも、様々整っていて、おゆうぎ会等のイベントも、先生方の創意工夫が良く見られ、いつも頭が下がる思いです。」、一方「保育園などの平日に親が参加する行事などは必要ない。お遊戯会などの衣装縫いなども正直苦痛でしかない。」という意見がありました。

○ 事業の確保策

＜平成27～31年度＞

○平成27年度以降において、2か所の保育所は幼保連携型認定こども園へ移行し、4か所の認可保育所が継続実施します。

○今後は、利用者ニーズに対応できるよう時間外保育、休日・祝日保育の充実に努めます。

○一体的かつ質の高い教育・保育を提供するため管内の教育・保育施設合同による職員研修の実施に向けて、関連機関との連携を図ります。

◆全地区

表5.6 教育施設の年度別見込量と提供量

	推 計 (人)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	5	4	4	4	4
1号認定	5	4	4	4	4
②提供量	15	15	15	15	15
町内施設	15	15	15	15	15
町外施設	0	0	0	0	0
差異 (②-①)	10	11	11	11	11

※地区内施設…鯉ヶ沢保育所、舞戸保育所



◆鱒ヶ沢地区

表5.7-1 保育施設の年度別見込量と提供量

		推 計 (人)					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①推計利用者数		45	44	39	40	37	
2号認定		28	29	25	27	24	
3号認定	1, 2歳児	13	12	11	10	10	
	0歳児	4	3	3	3	3	
②提供量		65	65	65	65	65	
地区外施設	2号認定	35	35	35	35	35	
	3号認定	1, 2歳児	23	23	23	23	23
		0歳児	7	7	7	7	7
地区内施設	2号認定	0	0	0	0	0	
	3号認定	1, 2歳児	0	0	0	0	0
		0歳児	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		20	21	26	25	28	
2号認定		7	6	10	8	11	
3号認定	1, 2歳児	9	10	11	12	12	
	0歳児	4	5	5	5	5	

※地区内施設…鱒ヶ沢保育所

◆舞戸地区

表5.7-2 保育施設の年度別見込量と提供量

		推 計 (人)					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①推計利用者数		83	76	69	70	67	
2号認定		55	49	43	45	44	
3号認定	1, 2歳児	24	23	22	21	19	
	0歳児	4	4	4	4	4	
②提供量		70	70	70	70	70	
地区外施設	2号認定	30	30	30	30	30	
	3号認定	1, 2歳児	15	15	15	15	15
		0歳児	5	5	5	5	5
地区内施設	2号認定	10	10	10	10	10	
	3号認定	1, 2歳児	8	8	8	8	8
		0歳児	2	2	2	2	2
差異 (②-①)		▲ 13	▲ 6	1	0	3	
2号認定		▲ 15	▲ 9	▲ 3	▲ 5	▲ 4	
3号認定	1, 2歳児	▲ 1	0	1	2	4	
	0歳児	3	3	3	3	3	

※地区内施設…舞戸保育所、地区外施設…柳田保育園

◆鳴沢地区

表5.7-3 保育施設の年度別見込量と提供量

		推 計 (人)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数		41	39	34	35	36
2号認定		27	23	18	19	20
3号認定	1, 2歳児	11	13	13	13	13
	0歳児	3	3	3	3	3
②提供量		50	50	50	50	50
地区外施設	2号認定	34	34	34	34	34
	3号認定	1, 2歳児	10	10	10	10
		0歳児	6	6	6	6
地区内施設	2号認定	0	0	0	0	0
	3号認定	1, 2歳児	0	0	0	0
		0歳児	0	0	0	0
差異 (②-①)		9	11	16	15	14
2号認定		7	11	16	15	14
3号認定	1, 2歳児	▲1	▲3	▲3	▲3	▲3
	0歳児	3	3	3	3	3

※地区内施設…なるさわ保育園、たていし愛児園

◆中村地区

表5.7-4 保育施設の年度別見込量と提供量

		推 計 (人)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数		13	11	8	8	8
2号認定		7	5	3	3	3
3号認定	1, 2歳児	5	5	4	4	4
	0歳児	1	1	1	1	1
②提供量		30	30	30	30	30
地区外施設	2号認定	15	15	15	15	15
	3号認定	1, 2歳児	10	10	10	10
		0歳児	5	5	5	5
地区内施設	2号認定	0	0	0	0	0
	3号認定	1, 2歳児	0	0	0	0
		0歳児	0	0	0	0
差異 (②-①)		17	19	22	22	22
2号認定		8	10	12	12	12
3号認定	1, 2歳児	5	5	6	6	6
	0歳児	4	4	4	4	4

※地区内施設…中村保育所



◆赤石地区

表5.7-5 保育施設の年度別見込量と提供量

		推 計 (人)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数		42	44	46	46	41
2号認定		27	31	33	34	30
3号認定	1, 2歳児	13	11	11	11	10
	0歳児	2	2	2	1	1
②提供量		30	30	30	30	30
地区外施設	2号認定	22	22	22	22	22
	3号認定	1, 2歳児	7	7	7	7
		0歳児	1	1	1	1
地区内施設	2号認定	0	0	0	0	0
	3号認定	1, 2歳児	0	0	0	0
		0歳児	0	0	0	0
差異 (②-①)		▲ 12	▲ 14	▲ 16	▲ 16	▲ 11
2号認定		▲ 5	▲ 9	▲ 11	▲ 12	▲ 8
3号認定	1, 2歳児	▲ 6	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 3
	0歳児	▲ 1	▲ 1	▲ 1	0	0

※地区内施設…みなみ保育園

4 地域型保育事業

(1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。

本町では現在実施していない事業ではありますが、将来的には子ども数の減少により認定こども園等が廃止された場合、小規模保育施設の配置を含めて検討します。

(2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

本町では現在実施していない事業ですが、将来的には子ども数の減少により認定こども園等が廃止された場合、家庭的保育事業の実施を含めて検討します。

(3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

本町では現在実施していない事業ではありますが、事業所内保育を実施したい事業所があった場合には、その地区のニーズ量と提供量のバランス性も踏まえ、適切な対応に努めます。

(4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

本町では現在実施していない事業ではありますが、将来的には子ども数の減少により認定こども園等が廃止された場合、居宅訪問型保育事業の実施を含めて検討します。



5 相談支援

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、母子支援センターにおいて、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。今後も妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的支援の実施、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して、相談支援等を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○ 現状と課題等

- バンビルーム（鱒ヶ沢保育所）、フレンズデイ（みなみ保育園）、おいてよホ・イ・クの日（たていし愛児園）、かかしっこデイ（中村保育所）、サポセン（鱒ヶ沢町子育てサポートセンター）の5か所で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況を見ると、「地域子育て支援拠点事業」は3.0%、「鱒ヶ沢町で実施している類似の事業」は0.5%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「子育て支援があるが、行っても利用している人が少ないので、子ども同士の触れ合いがなかなかできないので、もっと子供が集まる所を作ってほしい。」「子育て支援センターが気軽に行ける場所にあり、土日祝日にも利用できるのが理想です。」という要望がありました。

○ 事業の確保策

<平成27～31年度>

- 現状維持するとともに、まだ実施していない保育所でも実施に向けた取り組みを行うなど、さらに充実した実施体制を検討します。

表5.8 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	推 計（人回）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	225	215	209	196	187
②提供量	225	215	209	196	187
差異（②－①）	0	0	0	0	0

6 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○ 現状と課題等

- 母子支援センターにおいて助産師による訪問事業として完全実施しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「保育所入所前は、不安・心配は町の保健師さん、助産師さん、バンビルーム等で相談することができました。」という意見がありました。

○ 事業の確保策

<平成27～31年度>

- 今後とも、母子支援センターにおいて助産師による訪問事業として完全実施します。

表5.9 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	推 計 (人)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	48	44	44	40	38
②提供量	48	44	44	40	38
差異 (②-①)	0	0	0	0	0

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では現在実施していない事業ではありますが、今後は乳児家庭全戸訪問事業との連携を図りながら、新たに事業を実施します。



7 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本町では現在実施していない事業ですが、今後はニーズに応じて対応を検討します。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

○ 現状と課題等

- 鱒ヶ沢保育所、舞戸保育所、なるさわ保育園、たていし愛児園、中村保育所、みなみ保育園、母子支援センターの7か所で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり（保育園等）」は1.5%、「幼稚園の預かり保育」は1.0%、「ヘルパーによる一時預かり保育」は2.0%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「病気（子ども親も）になった時、急な場合でも対応してもらえるようなサポートがあれば助かる。」など、同様の要望が多くありました。

○ 事業の確保策

<平成27～31年度>

- 現状の事業体制で問題も見当たらないことから、今後とも引き続き実施していきます。

表5.10 一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	推 計（人日）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	488	465	433	430	409
②提供量	488	465	433	430	409
差異（②－①）	0	0	0	0	0

(3) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

○ 現状と課題等

- 舞戸保育所（延長保育）、中村保育所（祝日保育）、みなみ保育園（祝日保育）の3か所で実施しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「私達夫婦は2人とも土日休みの仕事ではありません（土日に休みがあたる事もありますが）。来春来春から育休を終えてまた共働きになりますが、保育園は日曜休みの所がほとんドラしいと聞き驚いています。需要が少ないのでしょうか？必要とする人は他にもいると思います。」など、同様の要望が多くありました。

○ 事業の確保策

<平成27～31年度>

- 現状において延長保育や休日・祝日保育の利用やニーズもあるため、今後とも両事業の充実に努めながら、引き続き実施していきます。

表5.11 時間外保育事業の年度別見込量と提供量

	推 計 (人)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	24	23	22	21	20
②提供量	24	23	22	21	20
差異 (②-①)	0	0	0	0	0

(4) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

○ 現状と課題等

- おひさまルーム（鱒ヶ沢保育所）・母子支援センターの2か所で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「おひさまルーム（鱒ヶ沢保育所）の病後児の保育を利用した」方は2.5%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の38.0%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「おひさまルームは何度か利用させてもらったがとても助かった。安心して預けることができた。これからも機会があれば利用すると思う。」



「病気の時も子どもを看てくれる環境であればもっと仕事もできると思います。」など、同様の要望があります。

○ 事業の確保策

＜平成27～31年度＞

○今後とも、病後児保育は引き続き実施していきます。また、病児保育についてはスタッフの確保など実施に向けた検討を行います。

表5.12 病児保育事業の年度別見込量と提供量

	推 計 (人日)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	19	18	17	17	16
②提供量	19	18	17	17	16
差異 (②-①)	0	0	0	0	0

(5) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○ 現状と課題等

- 西海小放課後ルーム・舞戸小放課後ルームの2か所で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望状況をみると、小学校低学年のうちは29.0%、高学年のうちは13.0%が「放課後児童クラブ (学童保育)」の利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「長期休みの時、放課後クラブに通わせたいが送迎が無理である。町でして頂きたい (学校はスクールバスがあるのだから)。預けたくても送迎できない家はたくさんあると思う。」、「小学校へ進学していく中で、学童の制度が整っていることで安心して子育てしていけるとと思います。勝手な意見ですが、時間をもう少し延長して頂けると助かります。」など、同様の要望が多くあります。

○ 事業の確保策

＜平成27～31年度＞

○今後とも、現状維持の状態を実施していきますが、必要に応じて開設時間の延長を検討します。

表5.13 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	推 計（人）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	82	76	75	65	61
小学1～3年生	74	68	67	57	54
小学4～6年生	8	8	8	8	7
②提供量	82	76	75	65	61
小学1～3年生	74	68	67	57	54
小学4～6年生	8	8	8	8	7
差異（②－①）	0	0	0	0	0



8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では現在実施していない事業です。

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○ 事業の確保策

<平成27～31年度>

○医療機関と連携し、必要な場合は妊婦の支援を行い、心身ともに健やかな出産に臨めるように努めます。

表5.14 妊婦健康診査の年度別見込量と確保提供量

	推 計 (人)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	92	88	84	78	73

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他を助成する事業です。

本町では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

この計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを、子育て家庭の責任にとどめることなく、地域社会全体で取り組むために策定するものです。

そこで、この計画に掲げた施策をより有効なものとするためには、子育て家庭や行政はもとより、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。また、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援施策の推進のあたっては、関係各課との相互の連携・調整のもとに総合的に施策を展開するとともに、地域における関係者、諸団体、事業者等と行政が協働しながら役割を分担し、効果的な推進に努めます。

2 家庭・地域・行政の役割

(1) 家庭の役割

- ①子どもの人権を尊重しながら、子どもが心身ともに健やかに成長するよう親子のふれあいに努めます。
- ②子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を育てるとともに基本的な生活習慣や社会的規範を日常生活の中で身につけさせるようにします。
- ③地域の活動や行事に積極的に参加するよう努めるとともに、あいさつなど地域の人とのふれあいに努めます。
- ④父親が積極的に子育てに関わるなど、お互いが協力して家庭を築くよう努めます。

(2) 地域の役割

- ①地域の子どもは地域で育てるという意識をもち、環境の整備や子どもの見守りなど地域ぐるみの子育て支援を行います。
- ②地域の関係団体等が相互に連携し、自然や伝統文化など地域の特色を活かして子どもたちに多様な体験活動の機会やふれあいの場を提供します。
- ③事業所では、育児休業など各種制度の充実や制度が利用しやすい、職場の雰囲気づくりに努めます。

(3) 行政の役割

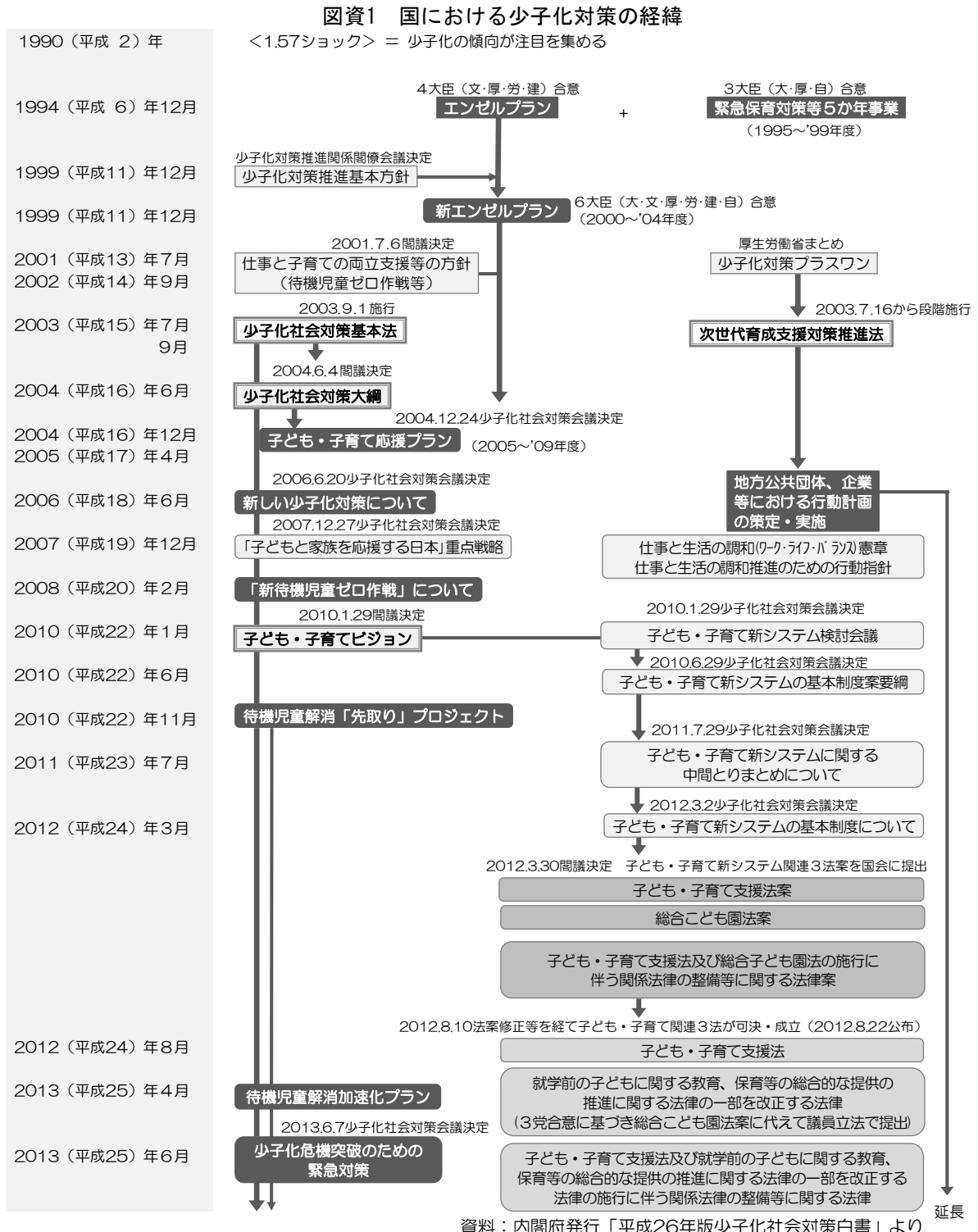
- ①町は、「次世代育成支援行動計画」に基づき、地域の実情やニーズに即して次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進します。
- ②町は、子育て支援に関する活動を行う団体等と協働しながら施策を推進します。
- ③学校では、個に応じた指導を充実させるとともに心豊かで生きる力をもった子どもの育成に努めます。

資料編

資料編

1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯は下図のとおりですが、効果はあったものの少子化傾向にまだ歯止めがかからないために、子ども・子育て新システム関連3法が誕生しました。





2 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(1) 新制度の主なポイント

■ 保育の量的拡大・確保

認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設があげられます。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育園に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育園などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

■ 認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育園型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

(2) 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

また、市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

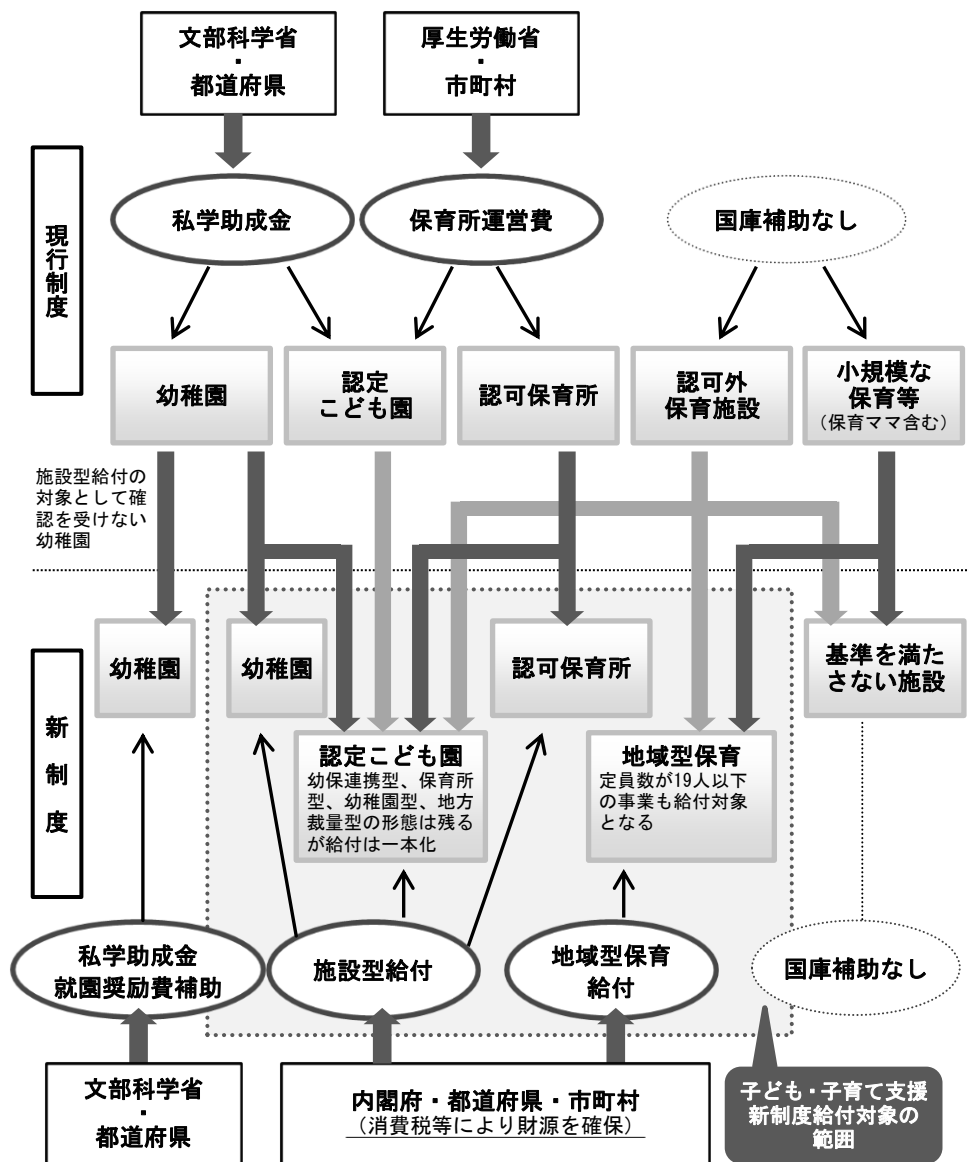


(3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図資2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育園」の教育・保育施設です。市町村が各施設等に対して施設型給付費を支給することになります（法定代理受領）。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

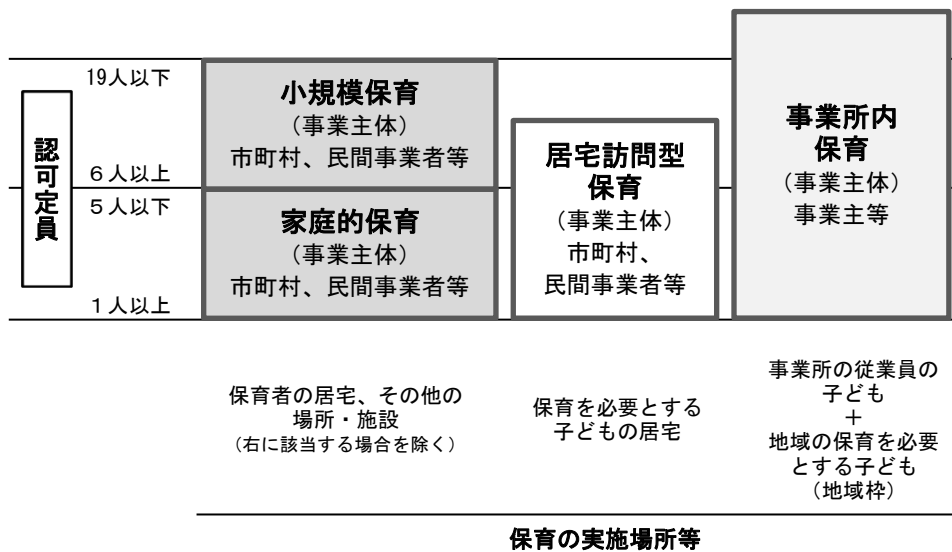
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図資3 地域型保育事業の構成



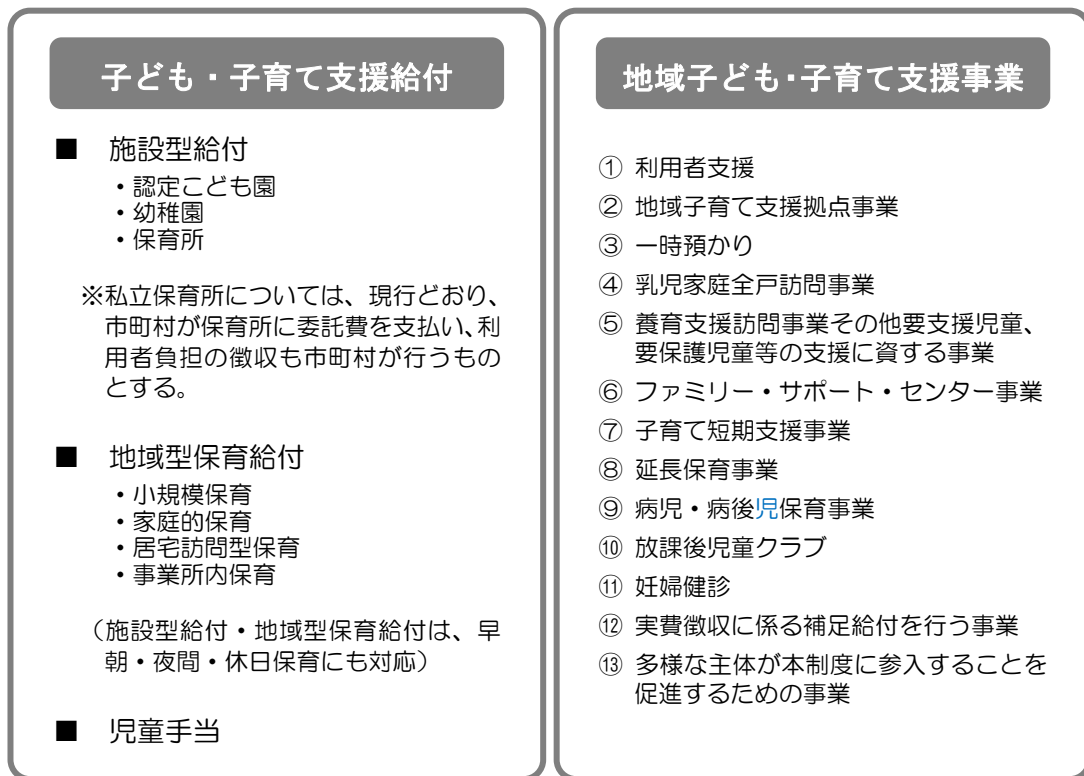
資料：国子ども・子育て会議資料



(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図資4 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育

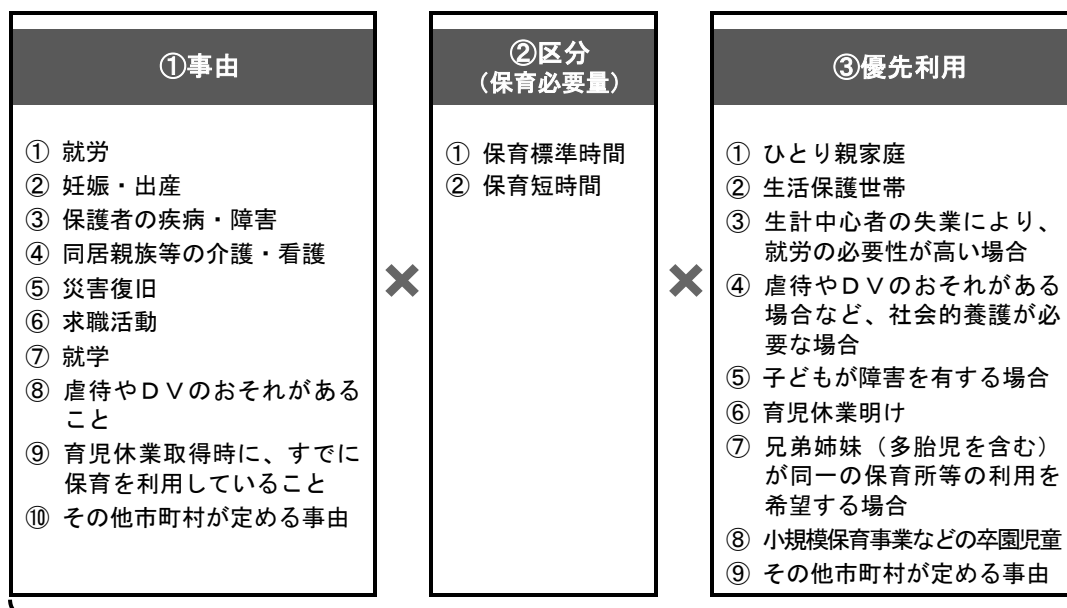
■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして鱒ヶ沢町が定める事由
区分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間/日の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（鱒ヶ沢町では、下限時間を月48時間以上と設定）
優先利用	〇ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

図資5 保育の必要性の認定



保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ	
＜保育標準時間＞	
Aグループ（10点）	〇〇 〇〇 □□ □□
Bグループ（9点）	〇〇 〇〇 □□ □□
※保育短時間も同様	計 X人 計 Y人

利用調整へ

資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料
「保育の必要性の認定について」対応方針案

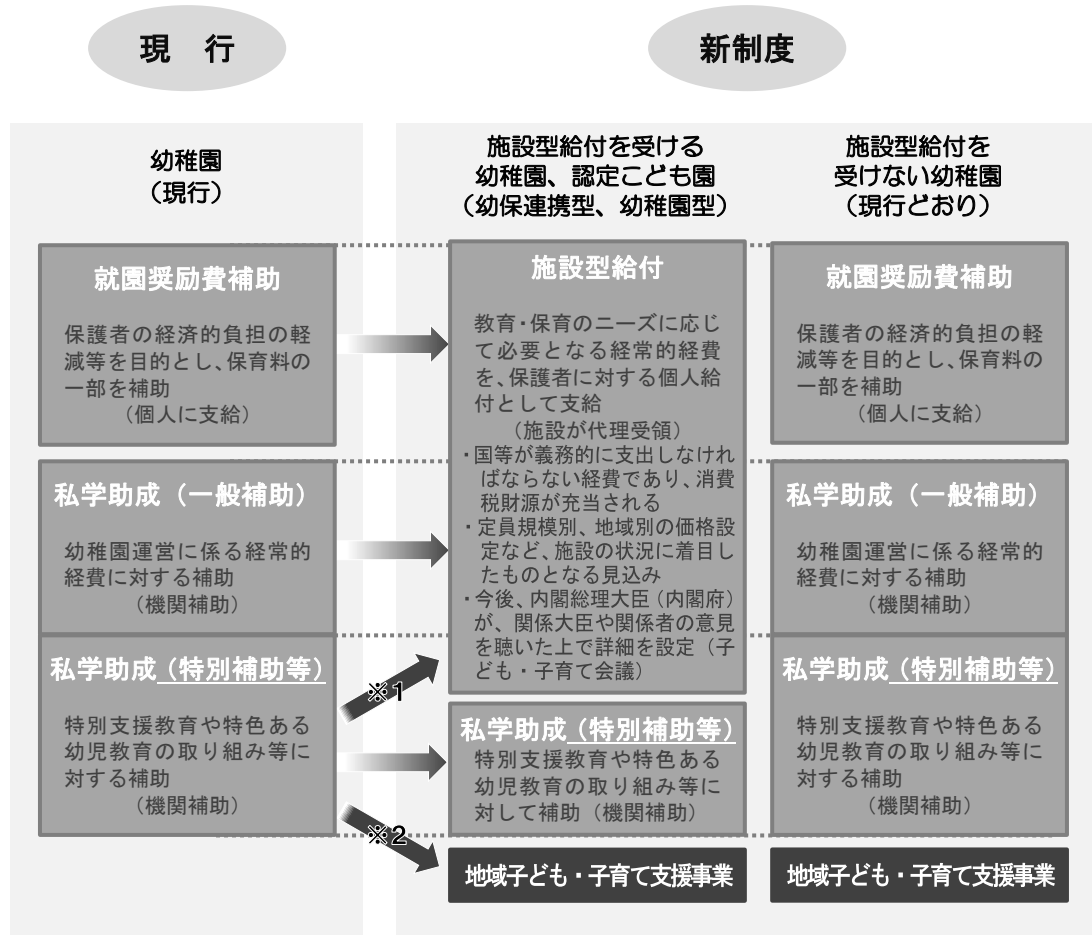


4 新制度における公費のしくみ

(1) 幼稚園に対する公費のしくみ

新制度では、幼稚園に対する私学助成（特別補助等）が下記のように変更されます。

図資6 新制度における公費のしくみの変更イメージ(幼稚園)



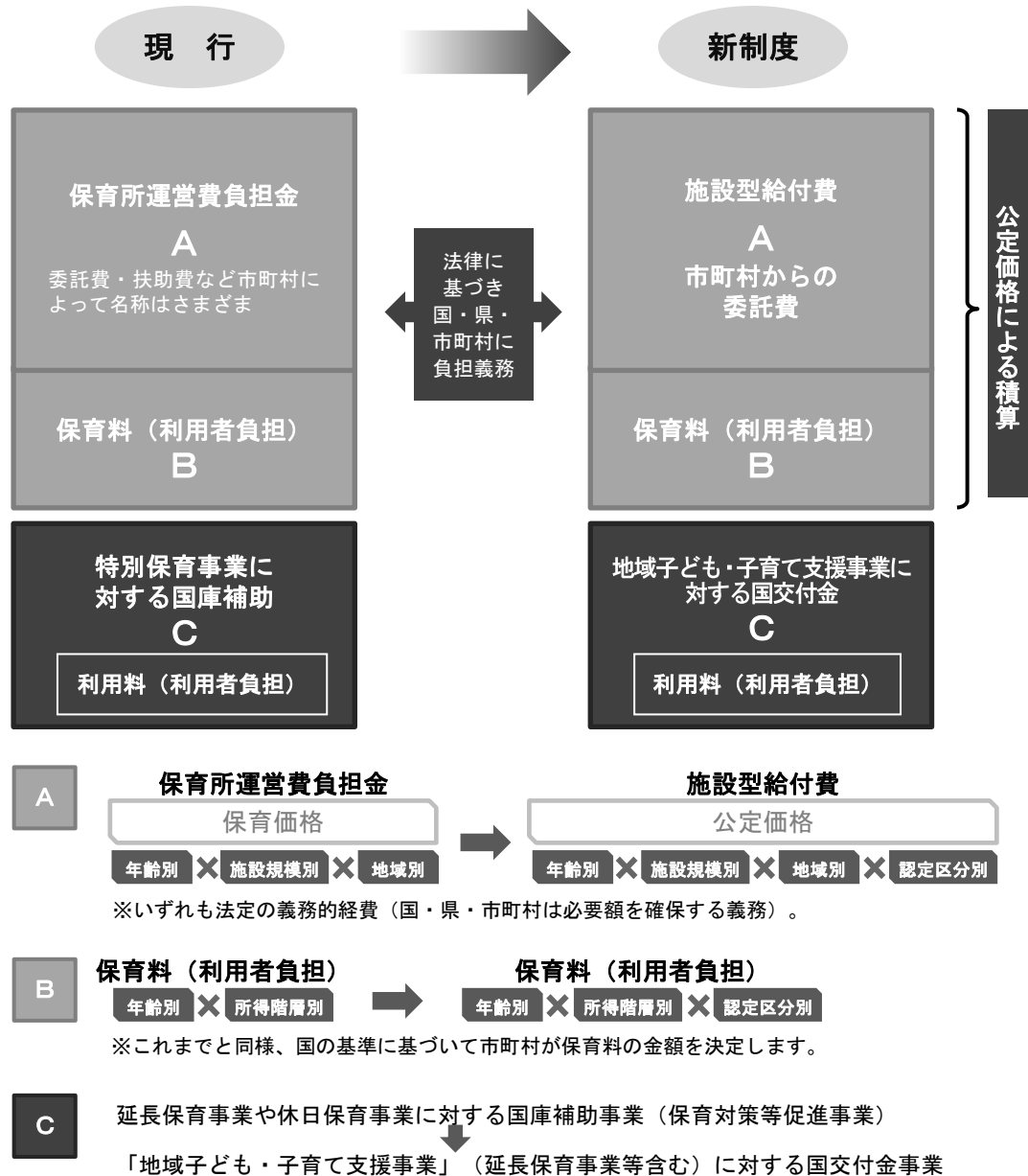
※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成(特別補助)を受けて実施していますが、新制度では、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合については、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けることができます。

※2 現行制度において私学助成(特別補助)を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行します。

(2) 保育所に対する公費のしくみ

新制度では、保育所に対する公費の名称は変更されますが、従来と同じしくみとなっています。

図資7 新制度における公費のしくみの変更イメージ(保育所)





(3) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

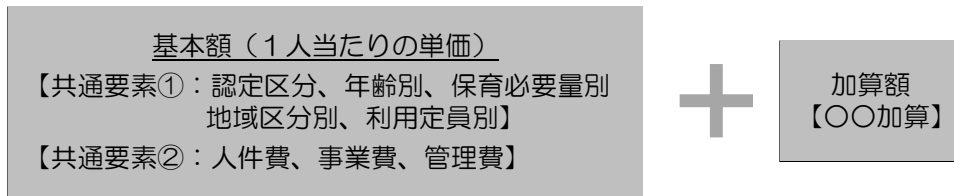
$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

施設型給付費（市町村から）、定められた保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から教材費等の実費徴収や教育・保育の質の向上に必要な費用を上乗せし、園の収入とすることができます。

◆ 公定価格

公定価格は、1号・2号・3号の認定区分、保育必要量、施設の所在地等を踏まえて、施設運営に必要な費用を勘案した上で、国が定める基準によって最終的に算定されます。また、施設運営に必要な費用の勘案にあたっては、施設毎の職員配置基準などを踏まえた人件費・事業費・管理費、といった運営コストも考慮されます。

図資8 公定価格に関するイメージ図



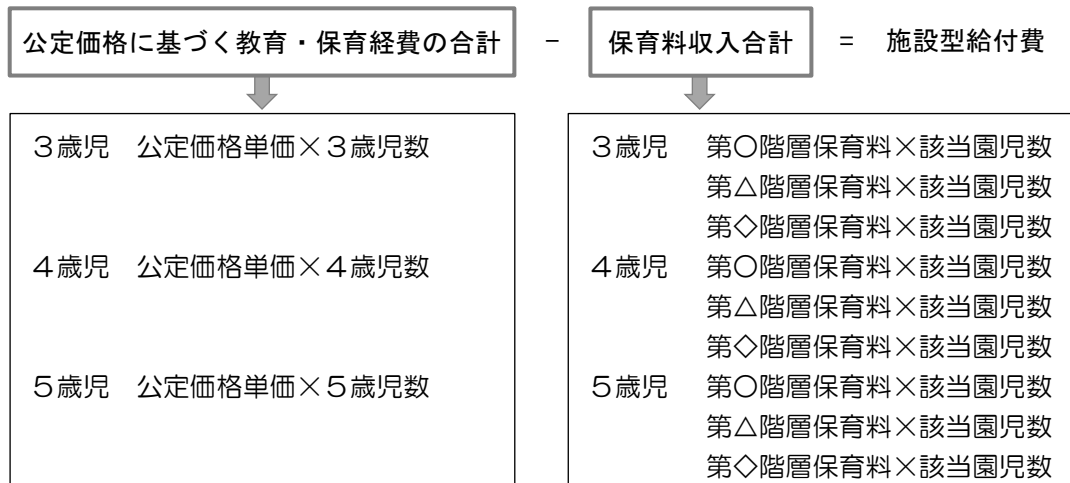
◆ 保育料(利用者負担)

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が設定します。

◆ 施設型給付費

○利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

図資9 施設型給付費の算定イメージ(施設型給付対象の幼稚園の場合)



※園児数は当該月の初日在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表で計算

5 鯉ヶ沢町子ども・子育て会議

(1) 設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、鯉ヶ沢町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し従事又は学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、子育て会議が町長の同意を得て定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鱒ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正)

- 3 鱒ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和31年条例第10号）の一部を改正する。

(2) 委員名簿

任期 平成25年7月5日～平成27年7月4日

※1 平成25年7月5日～平成27年3月31日

※2 平成26年4月1日～平成27年7月4日

新谷 寛	鱒ヶ沢町立西海小学校長
中畑 耕一 ※1	鱒ヶ沢町立舞戸小学校長
櫻井 敏樹 ※2	
齊藤 芳子	鱒ヶ沢町立鱒ヶ沢保育所長
渡邊 ルミ子	社会福祉法人あおもり愛育会たていし愛児園長
日照田 ちか子	民生委員・児童委員
吉田 節子	社会福祉法人みちのく会 理事長
今 千恵	鱒ヶ沢町立西海小学校心のケア相談員
鎌田 守	社会教育委員長
久保田 ひろみ	民生委員・児童委員 主任児童委員
長内 美香	子育て当事者

(敬称略・順不同)

《事務局》

佐藤 昭司	福祉衛生課長
平田 達也	福祉衛生課子ども家庭班長
碓谷 秀雄	福祉衛生課子ども家庭班総括主幹
古舘 裕香子	福祉衛生課母子支援センター班長
工藤 淳	教育課学校教育班長

(3) 会議の開催日と審議内容

平成25年度

- 第1回 平成25年7月5日 子ども・子育て会議の運営計画について ほか
- 第2回 平成25年8月23日 子ども・子育て支援計画に係るニーズ調査について ほか
- 第3回 平成26年2月17日 子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査について ほか
- 第4回 平成26年3月17日 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について ほか

平成26年度

- 第1回 平成26年6月20日 子ども・子育て支援事業ニーズ量について ほか
- 第2回 平成26年9月24日 子ども・子育て支援の事業展開（提供体制の確保方策等）
について ほか
- 第3回 平成27年2月16日 子ども・子育て支援事業計画について ほか



鱒ヶ沢町 子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 鱒ヶ沢町 福祉衛生課

住 所 〒038-2792 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209-2

TEL 0173-72-2111 FAX 0173-72-237

